

川口市子ども子育て 支援事業計画

みまもる目 つながる手
子どもとともに 育つまち かわぐち



川口市マスコット「きゅぼらん」

平成27年3月
川口市

～はじめに～

本市では、少子化の進行や、子どもを取り巻く環境の悪化などを背景に、平成8年度から国のエンゼルプランに基づき「川口市児童育成計画 かわぐちっ子すこやかプラン」を実施し、また、平成16年度からは、次世代育成支援対策推進法に基づき「川口市次世代育成支援行動計画」前期計画、平成22年度に後期計画を策定し、次代の社会を担う子どもを育成する家庭の支援、子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備のため、地域社会をあげて各種施策に取り組んで参りました。

しかしながら、現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実
は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化による、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、待機児童の解消が喫緊の課題となっていることや、本格的な人口減少社会が到来し、子どもを産み、育てたいという個人の希望がかなうようにするためのサポートが強く求められております。



こうした中、国は、平成24年8月、国や地域を挙げて、社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築するため、子ども・子育て関連3法を公布いたしました。

本市におきましては、これまで、保育所の施設整備を促進するとともに、市民や関係者の皆様のご協力のもとに子育て支援に取り組んで参りましたが、依然として、合計特殊出生率は1.2台で推移しており、子育て環境の更なる充実が求められている状況です。

このような状況の中、ここに「川口市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これまで子育て支援に関する施策を総合的に展開してきた、「川口市次世代育成支援行動計画」の基本理念である「みまもる目 つながる手 子どもとともに育つまち かわぐち」を継承し、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、待機児童解消のための保育の量的拡大、及び地域の子育て支援の充実に取り組む内容といたしました。

また、本計画により、若い世代の皆様が子どもを産みやすく、育てやすいまちとなることはもとより、「元気なまち川口」の実現に向けて取り組んで参ります。

なお、本計画の推進には、すべての子育て家庭、子どもに関わりをもって働く方々、子どもの育ちを見守る地域の方々のご理解・ご協力が重要と考えられます。

この計画の策定にあたり、ご議論を重ねていただきました川口市子ども・子育て会議の委員の皆様、ニーズ調査へのご協力や計画案へのご意見をいただきました市民の皆様並びに関係各位に対し、心から御礼申し上げますとともに、今後の計画推進につきましても、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 27 年 3 月

川口市長 奥ノ木信夫

本計画について

川口市「子ども・子育て支事業援計画」は、平成 16 年度に策定され実施されてきた次世代育成支援行動計画（前期・後期）の基本理念である「みまもる目 つながる手 子どもとともに育つまち かわぐち」を引き継ぎながら、策定されました。子どもを中心とした街作りは、子どもが主役であることが必要です。子どもが主人公となる生活環境は、一方で子どもを護る体制も整備されることで実現されます。さらには、その子どもが育つ家庭を支える地域風土の醸成も欠かすことができません。このような環境形成、体制整備と連動することによって、本計画に盛り込まれた就学前の保育、教育、学童期の子どもの支援、そして子育て家庭への多角的な支援施策が有効なものとなります。

川口で生まれ、育ち、やがて自分も子育てをしていく、そんな子どもが増えていくことは、川口市の活性化にも資するものと考えています。子どもや、子育て中の家庭の声を聴き、それを施策のなかに活かしていくことも大切なことです。子どもの声、子育て中の親の声を聴くことは、行政窓口だけではなく、市民全体の課題であるといえるでしょう。子どもの成長や豊かな子育て環境の実現のためには、地域社会全体の支援が必要です。この計画実施と共に、市住民全体で、子どもや、子育て家庭を見守り、支え、その主体性、個性を伸張していくことができることを願っています。

計画は、客観的なニーズ把握に基づいて作成されたものですが、時代状況の変化は激しく、把握されたニーズも変化することが想定されます。PDCAサイクルを確立するとともに、ニーズの変化に応じた必要な計画変更も迅速に行われるべきでしょう。定期的な点検評価がその基盤となります。常に、計画内容が改善されていくことで、この計画は実質的・効果的なものとして進化していくと考えます。

前回の「次世代育成支援事業計画」策定時にも記した言葉で、会長としての挨拶を締めくくりたいと思います。子どもが安心して豊かに成長することができる「まち」、子育てがしやすい「まち」は、世代や性別、障がいの有無を超えて、すべての人にとって生活しやすい「まち」です。この計画の実施を通じて、川口市がこのような「まち」としてより成長していくことを願っています。

平成 27 年 3 月

川口市子ども・子育て会議
会長 松原康雄

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と目的..... 3
- 2 計画の性格と位置づけ..... 4
- 3 計画の期間..... 5
- 4 計画策定の体制と経緯..... 5
- 5 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要..... 7

第2章 川口市の子ども・子育てを取り巻く状況

- 1 統計データからみた人口・子ども人口の動向..... 11
- 2 子ども・子育てを取り巻く状況..... 19
- 3 子ども・子育てに関する実態と意向（アンケート調査結果から）..... 32

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 子ども・子育てビジョン（基本理念）..... 49
- 2 基本目標（計画推進の視点）..... 50

第4章 量の見込みと提供体制

- 1 教育・保育提供区域..... 53
- 2 将来の子ども人口..... 57
- 3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制..... 69
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制..... 76
- 5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保..... 91

第5章 総合的な施策の展開

- 1 すべての家庭の安心で楽しい「子育て」のために..... 96
- 2 すべての子どもの健やかで夢のある「子育て」のために..... 98
- 3 すべての市民が参加する子育て・子育てにやさしい「まちづくり」のために..... 100

第6章 計画の推進

- 1 計画の点検・評価..... 105
- 2 子ども・子育て会議..... 105
- 3 地域や関係機関との連携..... 106
- 4 国・県との連携..... 107

資 料 編

- 1 川口市子ども・子育て会議条例..... 111
- 2 川口市子ども・子育て会議 委員名簿..... 113
- 3 計画策定の経緯..... 114
- 4 用語解説..... 116

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

近年、わが国においては、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況下、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。さらに平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されたところです。この法律の趣旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指すものです。

「子ども・子育て関連3法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度（2015年度）から本格的にスタートするにあたり、子ども・子育て関連3法のひとつである「子ども・子育て支援法」に基づき、市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

川口市においては、平成22年3月に『川口市次世代育成支援行動計画（後期計画）』を策定し、平成26年度までを計画期間として、すべての子どもと家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。しかしながら、子どもと家庭をとりまく状況が大きく変化している中、未来の担い手である子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を整えることが、今、まさに社会全体で取り組むべき喫緊の課題となっています。

川口市の策定する「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ、川口市の一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するための計画です。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 法的位置づけ

「川口市子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という）は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法

第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

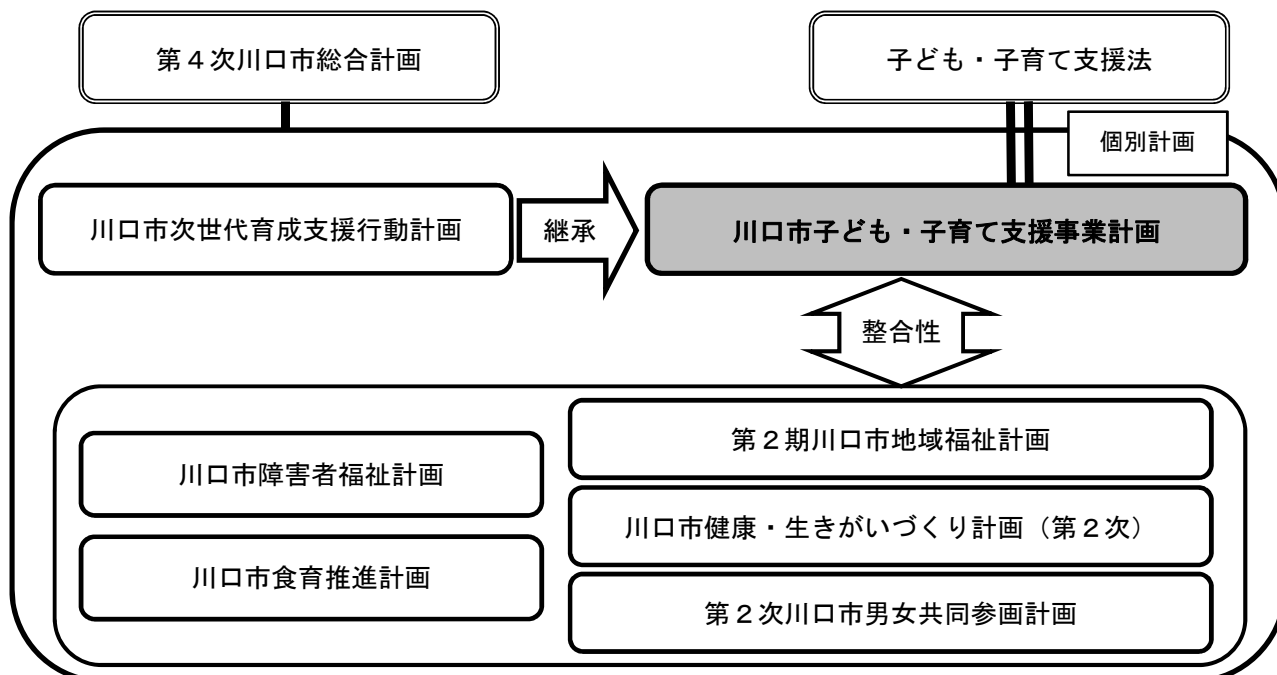
具体的な計画策定にあたっては、同法第 60 条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえています。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「次世代育成支援行動計画」の理念等を継承する計画として策定します。

(2) 川口市計画体系等における位置づけ

本計画は、本市の上位計画である「第 4 次川口市総合計画」に則し、関連する各種個別計画とも連携を図りながら、次代を担う子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つためのまちづくりの計画となります。

なお、本計画は、国・県の子ども・子育て支援の関連計画と整合性のとれた計画として策定するものです。



3 計画の期間

本計画は、平成 27～31 年度の 5 年間を計画期間とするものです。

但し、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。



4 計画策定の体制と経緯

（1）計画の策定体制

〔子ども・子育て会議の設置〕

本計画の策定にあたっては、地域の関係団体・機関や市民の代表等により構成される「川口市子ども・子育て会議」を設置し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

〔アンケート調査の実施〕

計画の策定に先立ち、川口市における子ども・子育てに関する実態やニーズを把握するため、就学前の子どもや小学生の保護者を対象とするアンケート調査を平成 25 年 12 月に実施しました（12 月 16 日回収・投函分まで受付）。

調査の種類	配布数	回収数	回収率
就学前の子どもの保護者	3,800 票	1,839 票	48.4%
小学生（1～4年生）の保護者	3,100 票	1,371 票	44.2%
合計	6,900 票	3,210 票	46.5%

[パブリックコメントの実施]

市民の皆様から計画に対するご意見等をいただき、それを反映した計画とするためのパブリックコメントを実施しました。

(2) 計画策定の経緯

本計画の策定・変更・推進等について協議するため平成 25 年 10 月に設置された「川口市子ども・子育て会議」が、本計画の策定に向けて、ニーズ調査結果の検討や、計画の基本理念、施策体系などを踏まえた議論を進めてきました。

同時に、策定委員会の下部組織として、市職員で構成された「川口市子ども・子育て会議庁内担当課長会議」を実施し、関係部局の関連事業について庁内調整を行うなかで、策定委員会への意見の取りまとめや提案が行われました。

さらには、平成 26 年 12 月 15 日より 30 日間、パブリックコメントを実施し、計画の策定段階で広く市民の意見を募集し、これらの意見を踏まえ策定委員会で検討がなされました。

そして、策定委員会において協議を重ねて整理されたものを取りまとめ、本市の計画として、平成 26 年 3 月に本計画を策定し、平成 27 年 4 月から、本計画に沿って、本市の子ども・子育て支援事業に関する施策を進めていきます。

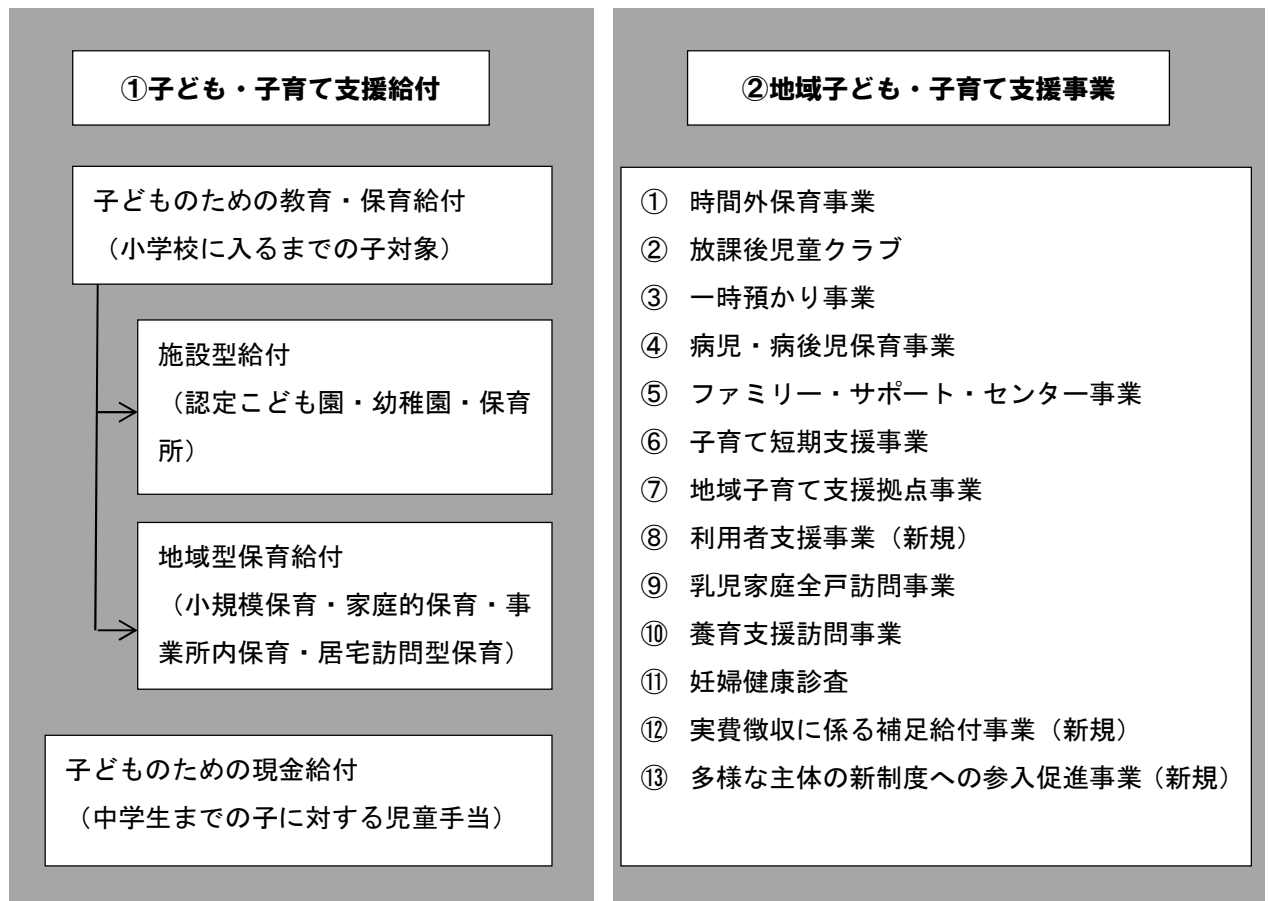
5 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

（１）新制度とは

子ども・子育て関連３法（①子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、関係法律の整備法）に基づき実施される、子ども・子育て支援の新たな制度であり、主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育て支援の強化」です。

（２）制度における給付・事業の全体像

市町村は、「① 子ども・子育て支援給付」と「② 地域子ども・子育て支援事業」を実施します。



第2章 川口市の子ども・子育てを取り巻く状況

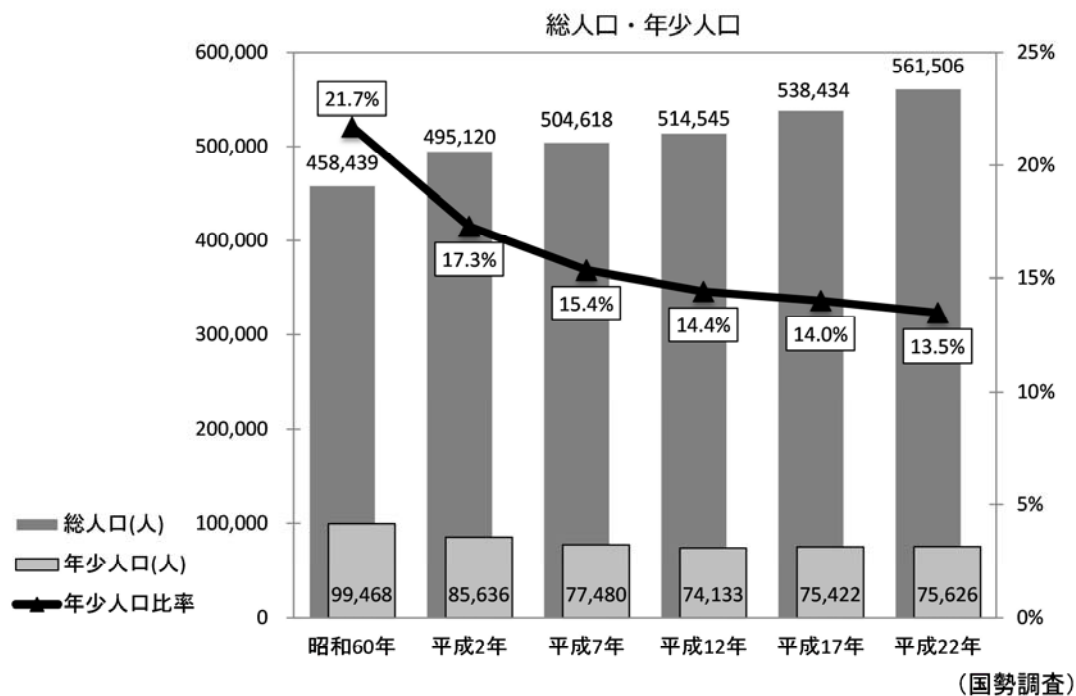
1 統計データからみた人口・子ども人口の動向

ここでは、平成22年国勢調査のデータを中心に、川口市における状況を整理します。

(1) 総人口と年少人口の推移

全国的な少子高齢化を背景とする人口減少が深刻化する中、川口市の総人口は一貫して増加傾向で推移しており、昭和60年の458,439人から、平成22年には561,506人に増加しています。

また、年少人口（15歳未満）については減少傾向で推移しており、昭和60年の99,468人から平成22年には75,626人になっています。総人口に占める年少人口比率についても、同期間に21.7%から13.5%へと、8.2ポイント減少しています。

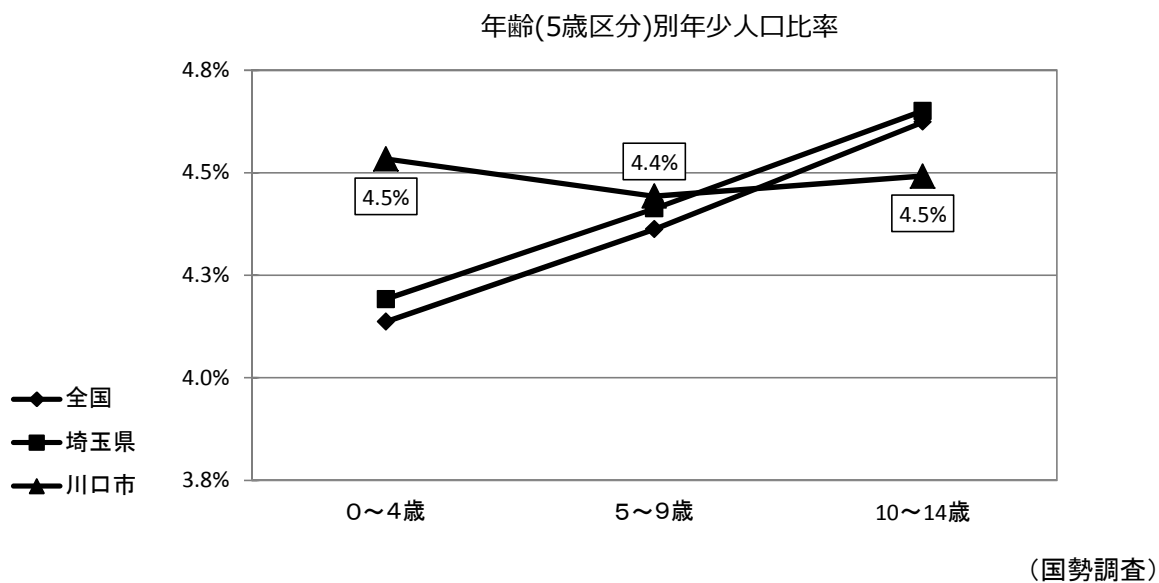


	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口(人)	458,439	495,120	504,618	514,545	538,434	561,506
年少人口(人)	99,468	85,636	77,480	74,133	75,422	75,626
年少人口比率	21.7%	17.3%	15.4%	14.4%	14.0%	13.5%

(2) 5歳区分別年少人口比率

年少人口（15歳未満）比率について5歳区分別にみると、10～14歳が4.5%（対総人口比率）、5～9歳が4.4%、0～4歳が4.5%となっています。

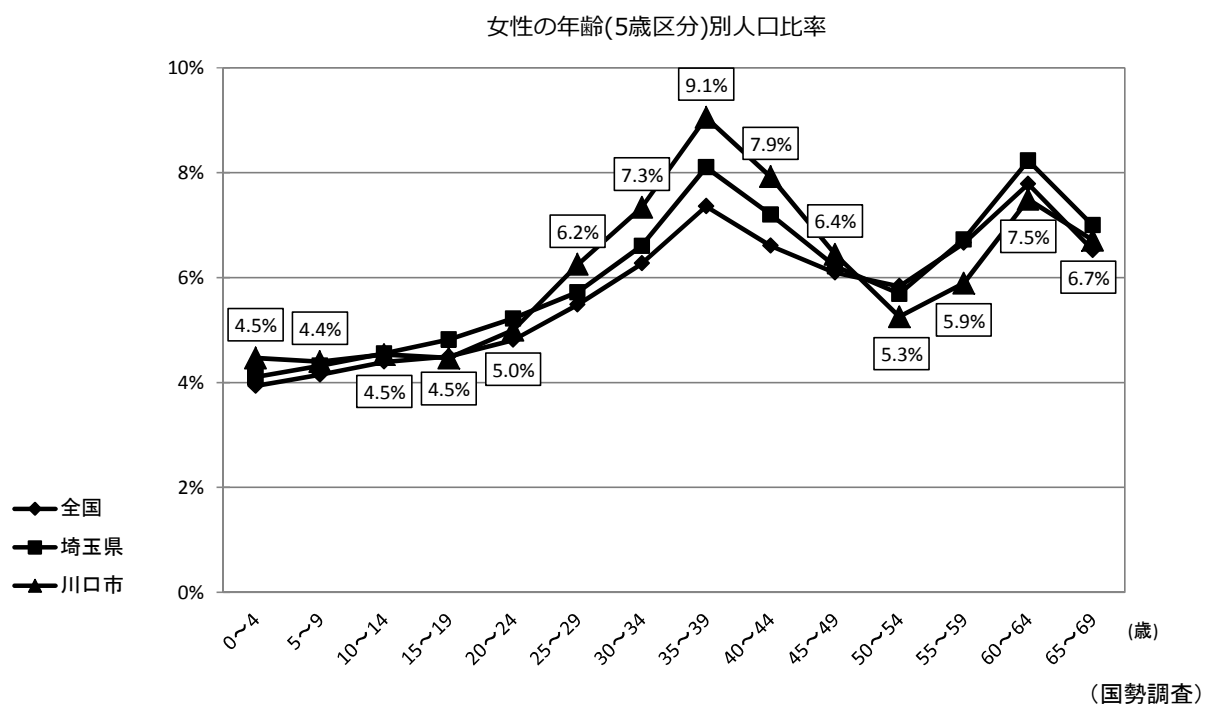
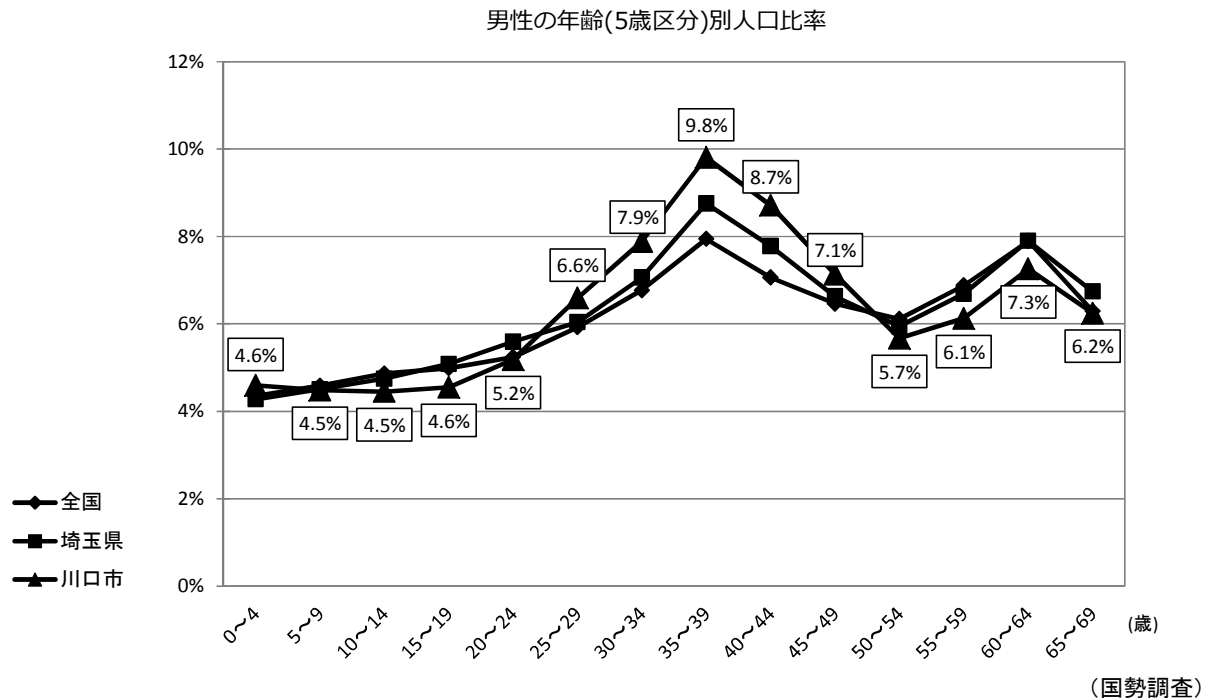
全国水準や埼玉県水準の傾向と比較すると、本市の比率はほぼ同率となっており、今後も少子化の抑制に向けた対応への強化が求められるところです。



(3) 性別・5歳区別にみた人口比率

前述の年少人口（15歳未満）を含め、性別・5歳区別に各年代の人口比率をみると、男女ともに25～49歳の人口比率が全国や埼玉県の水準を上回っていることがわかります。

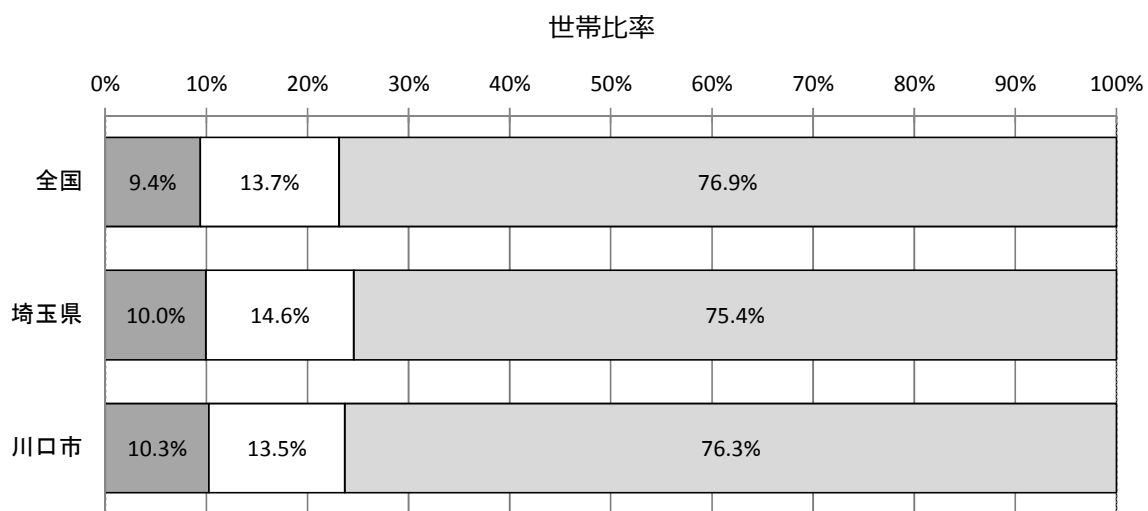
少子化対策の観点からは、特に20～39歳の若い世代の人口比率を高めていくことが重要と考えられます。



（４）世帯の状況

本市の一般世帯※数は 233,845 世帯で、このうち、6 歳未満親族のいる世帯が 23,991 世帯（10.3%）、また、6 歳未満親族はいないが 18 歳未満親族のいる世帯が 31,454 世帯（13.5%）となっています。

全国や埼玉県の水準と比較すると、本市では 6 歳未満の子どものいる世帯の比率が高いことがわかります。



■ 6歳未満親族のいる一般世帯

（国勢調査）

□ 6歳未満親族はいないが18歳未満親族のいる一般世帯

□ その他の一般世帯

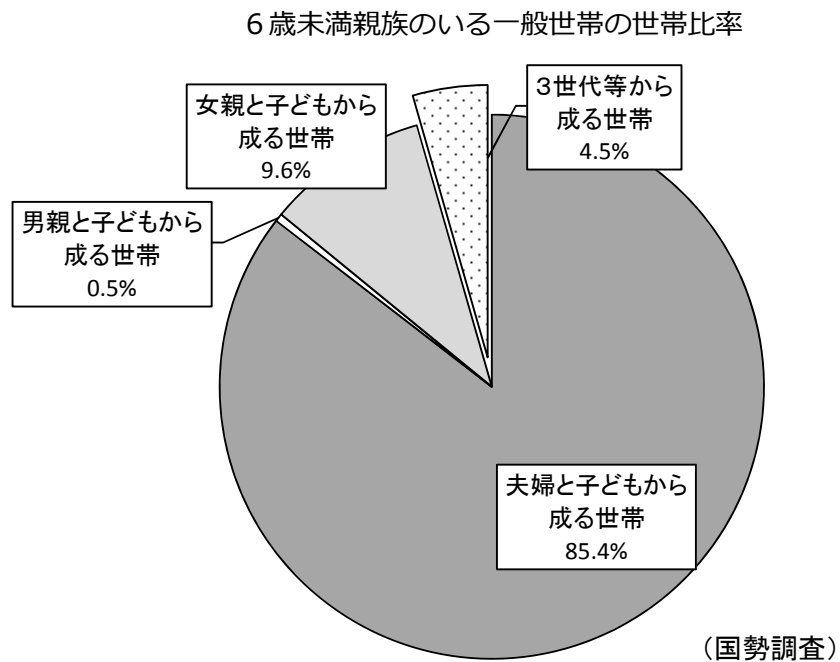
	川口市	埼玉県	全国
6歳未満親族のいる一般世帯	23,991 10.3%	282,366 10.0%	4,877,321 9.4%
6歳未満親族はいないが18歳未満親族のいる一般世帯	31,454 13.5%	414,887 14.6%	7,112,570 13.7%
その他の一般世帯	178,400 76.3%	2,140,289 75.4%	39,852,416 76.9%
計	233,845	2,837,542	51,842,307

※一般世帯：施設等の世帯（寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者等）を除いた世帯

（５）６歳未満親族のいる世帯の状況

本市の一般世帯 233,845 世帯のうち、６歳未満の子どもがいる世帯は 23,991 世帯であり、そのうち夫婦と子どもから成る世帯は 20,498 世帯（85.4%）で８割以上を占めています。

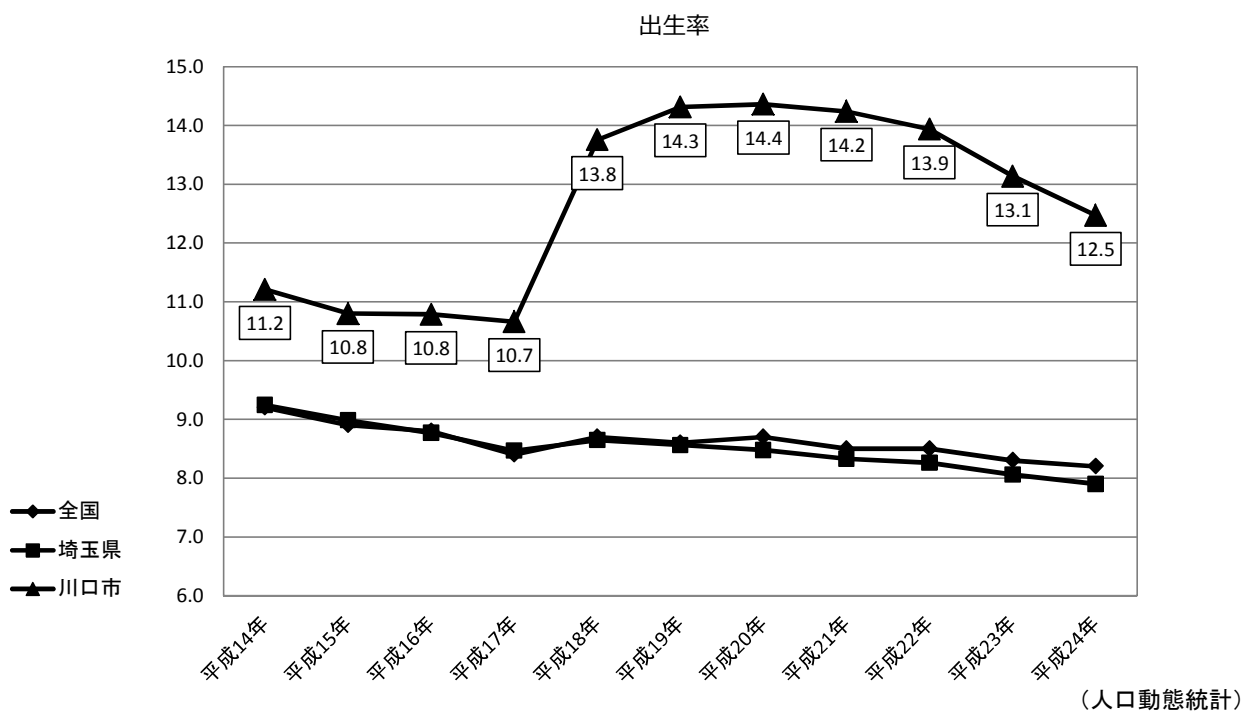
これに、男親と子どもからなる世帯の 114 世帯（0.5%）、女親と子どもから成る世帯の 2,311 世帯（9.6%）を加えたいわゆる核家族が 22,923 世帯（95.5%）で、その他の３世代等から成る世帯は 1,068 世帯（4.5%）となっています。



6歳未満親族のいる一般世帯		23,991
		100.0%
核家族		22,923
		95.5%
夫婦と子どもから成る世帯		20,498
		85.4%
男親と子どもから成る世帯		114
		0.5%
女親と子どもから成る世帯		2,311
		9.6%
3世代等から成る世帯		1,068
		4.5%

(6) 出生率

出生率（人口千人あたりの出生数）についてみると、近年本市は全国水準や埼玉県水準と同様に、緩やかな減少傾向で推移しています。全国水準や埼玉県水準に比べ高い出生率であり、平成24年には12.5となっています。

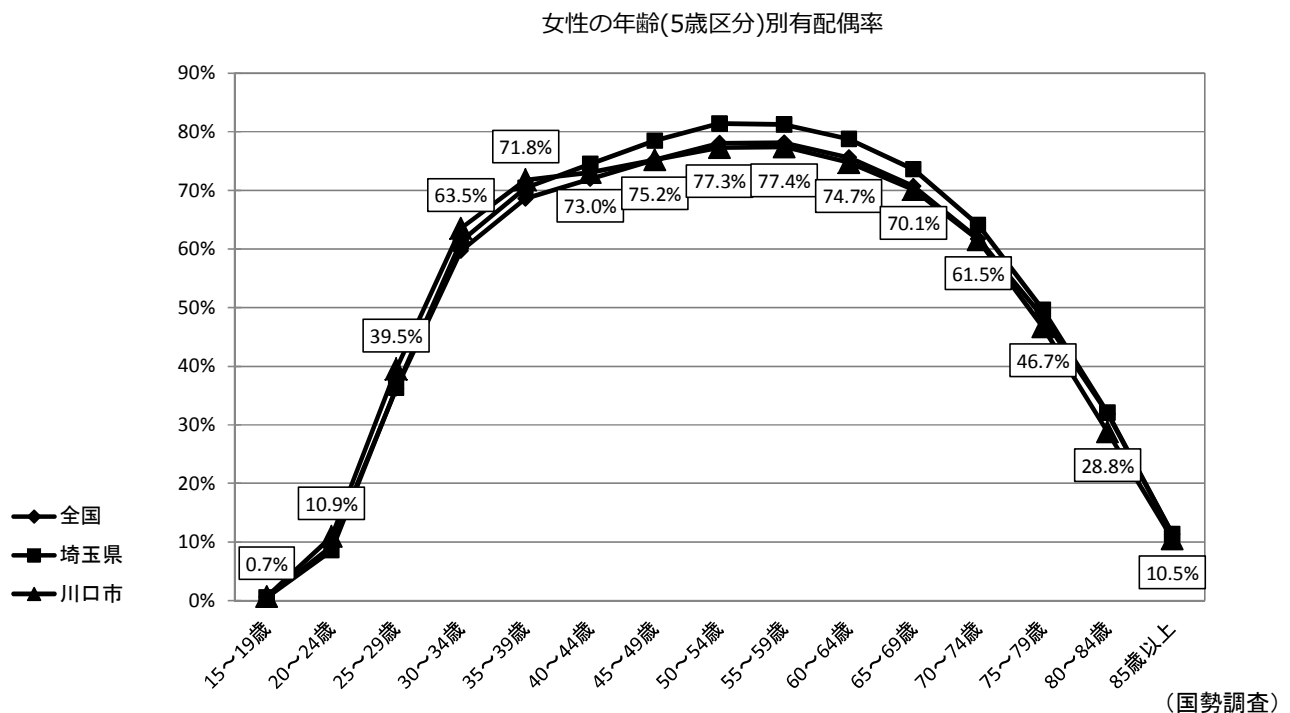


(7) 女性の有配偶率

女性の有配偶率（配偶者のいる女性の比率）についてみると、川口市は概ね各年代ともに埼玉県水準と同等の値を示していますが、40歳以上の有配偶率が埼玉県水準をやや下回っています。

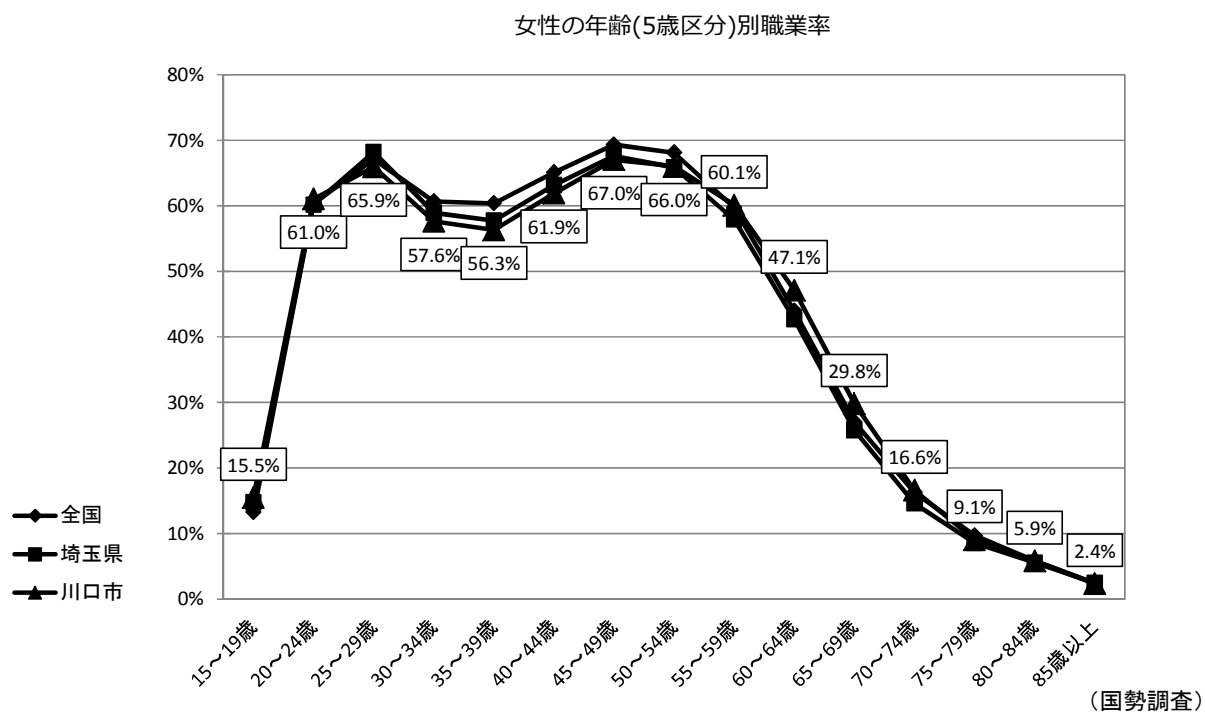
我が国では、社会的に結婚が出産の大きな前提条件となっており、女性の有配偶率が高いことは、少子化抑制に向けては大きな要因となり得ます。

今後は、20～40歳代の若い世代の有配偶率の向上に向けた取り組みが重要となってきそうです。



(8) 女性（有配偶）の就業率

結婚している女性の就業率を年齢別にみると、埼玉県水準と比較して、川口市では 25～49 歳の女性の就業率が低いことがわかります。



2 子ども・子育てを取り巻く状況

ここでは、就学前子どもの教育・保育施設の整備及び利用状況等について整理します。

(1) 教育・保育施設の地域別状況

幼稚園：平成25年5月1日現在

保育所：平成25年4月1日現在

区別状況

市全域

整備状況		施設数	認可定員数				
			0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
幼稚園	公立	2					280
	私立	43					11,470
	計	45					11,750
保育所	公設公営	30	72	367	486	2,281	3,206
	公設民営	11	56	139	182	813	1,190
	民設民営	30	204	291	343	1,003	1,841
	計	71	332	797	1,011	4,097	6,237
合計		116	332	797	1,011	15,847	17,987
子どもの人口			5,086	5,170	5,292	15,568	31,116
子どもの人口に対する施設整備率			6.5%	15.4%	19.1%	101.8%	57.8%

利用状況		施設数	利用者数				
			0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
幼稚園	公立	2					239
	私立	43					10,429
	計	45					10,668
保育所	公設公営	30	74	366	473	1,983	2,896
	公設民営	11	59	149	208	794	1,210
	民設民営	30	204	320	375	1,054	1,953
	計	71	337	835	1,056	3,831	6,059
合計		116	337	835	1,056	14,499	16,727
子どもの人口			5,086	5,170	5,292	15,568	31,116
子どもの人口に対する利用者率			6.6%	16.2%	20.0%	93.1%	53.8%

保育所における待機児童数	0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
	16	54	14	24	108

①中央地域

整備状況		施設数	認可定員数				
			0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
幼稚園	公立	1					140
	私立	1					200
	計	2					340
保育所	公設公営	1	0	10	12	48	70
	公設民営	2	9	27	32	132	200
	民設民営	5	51	54	60	150	315
	計	8	60	91	104	330	585
合計		10	60	91	104	670	925
子どもの人口			371	369	340	998	2,078
子どもの人口に対する 施設整備率			16.2%	24.7%	30.6%	67.1%	44.5%

利用状況		施設数	利用者数				
			0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
幼稚園	公立	1					134
	私立	1					214
	計	2					348
保育所	公設公営	1	0	10	10	56	76
	公設民営	2	12	31	41	138	222
	民設民営	5	56	67	71	149	343
	計	8	68	108	122	343	641
合計		10	68	108	122	691	989
子どもの人口			371	369	340	998	2,078
子どもの人口に対する 利用率			18.3%	29.3%	35.9%	69.2%	47.6%

保育所における待機児童数	0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
	4	4	1	2	11

②横曽根地域

整備状況		施設数	認可定員数				
			0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
幼稚園	公立	0					0
	私立	3					805
	計	3					805
保育所	公設公営	3	0	36	46	218	300
	公設民営	2	15	35	49	221	320
	民設民営	3	18	22	26	99	165
	計	8	33	93	121	538	785
合計		11	33	93	121	1,343	1,590
子どもの人口			615	567	576	1,596	3,354
子どもの人口に対する施設整備率			5.4%	16.4%	21.0%	84.1%	47.4%

利用状況		施設数	利用者数				
			0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
幼稚園	公立	0					0
	私立	3					921
	計	3					921
保育所	公設公営	3	0	36	45	182	263
	公設民営	2	15	36	48	211	310
	民設民営	3	12	24	25	83	144
	計	8	27	96	118	476	717
合計		11	27	96	118	1,397	1,638
子どもの人口			615	567	576	1,596	3,354
子どもの人口に対する利用者率			4.4%	16.9%	20.5%	87.5%	48.8%

保育所における待機児童数	0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
	1	7	2	2	12

③青木地域

整備状況		施設数	認可定員数				
			0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
幼稚園	公立	0					0
	私立	5					1,230
	計	5					1,230
保育所	公設公営	5	15	64	88	403	570
	公設民営	2	9	22	28	111	170
	民設民営	1	9	10	10	31	60
	計	8	33	96	126	545	800
合計		13	33	96	126	1,775	2,030
子どもの人口			550	576	613	1,732	3,471
子どもの人口に対する施設整備率			6.0%	16.7%	20.6%	102.5%	58.5%

利用状況		施設数	利用者数				
			0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
幼稚園	公立	0					0
	私立	5					1,158
	計	5					1,158
保育所	公設公営	5	15	60	88	359	522
	公設民営	2	9	22	30	109	170
	民設民営	1	9	10	11	33	63
	計	8	33	92	129	501	755
合計		13	33	92	129	1,659	1,913
子どもの人口			550	576	613	1,732	3,471
子どもの人口に対する利用者率			6.0%	16.0%	21.0%	95.8%	55.1%

保育所における待機児童数	0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
	0	4	2	0	6

④南平地域

整備状況		施設数	認可定員数				
			0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
幼稚園	公立	1					140
	私立	4					910
	計	5					1,050
保育所	公設公営	6	0	64	84	492	640
	公設民営	0	0	0	0	0	0
	民設民営	4	33	40	50	132	255
	計	10	33	104	134	624	895
合計		15	33	104	134	1,674	1,945
子どもの人口			565	575	603	1,818	3,561
子どもの人口に対する施設整備率			5.8%	18.1%	22.2%	92.1%	54.6%

利用状況		施設数	利用者数				
			0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
幼稚園	公立	1					105
	私立	4					663
	計	5					768
保育所	公設公営	6	0	58	73	350	481
	公設民営	0	0	0	0	0	0
	民設民営	4	33	44	53	148	278
	計	10	33	102	126	498	759
合計		15	33	102	126	1,266	1,527
子どもの人口			565	575	603	1,818	3,561
子どもの人口に対する利用率			5.8%	17.7%	20.9%	69.6%	42.9%

保育所における待機児童数	0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
	4	7	0	0	11

⑤新郷地域

整備状況		施設数	認可定員数				
			0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
幼稚園	公立	0					0
	私立	4					1,080
	計	4					1,080
保育所	公設公営	1	0	12	18	90	120
	公設民営	1	9	10	18	83	120
	民設民営	1	0	8	12	0	20
	計	3	9	30	48	173	260
合計		7	9	30	48	1,253	1,340
子どもの人口			282	339	310	1,081	2,012
子どもの人口に対する施設整備率			3.2%	8.8%	15.5%	115.9%	66.6%

利用状況		施設数	利用者数				
			0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
幼稚園	公立	0					0
	私立	4					963
	計	4					963
保育所	公設公営	1	0	10	18	82	110
	公設民営	1	9	10	18	75	112
	民設民営	1	0	8	12	0	20
	計	3	9	28	48	157	242
合計		7	9	28	48	1,120	1,205
子どもの人口			282	339	310	1,081	2,012
子どもの人口に対する利用率			3.2%	8.3%	15.5%	103.6%	59.9%

保育所における待機児童数	0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
	3	2	0	1	6

⑥神根地域

整備状況		施設数	認可定員数				
			0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
幼稚園	公立	0					0
	私立	6					1,680
	計	6					1,680
保育所	公設公営	1	0	15	18	87	120
	公設民営	1	0	15	19	86	120
	民設民営	2	14	22	32	102	170
	計	4	14	52	69	275	410
合計		10	14	52	69	1,955	2,090
子どもの人口			338	418	421	1,469	2,646
子どもの人口に対する施設整備率			4.1%	12.4%	16.4%	133.1%	79.0%

利用状況		施設数	利用者数				
			0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
幼稚園	公立	0					0
	私立	6					1,535
	計	6					1,535
保育所	公設公営	1	0	30	35	154	219
	公設民営	1	0	16	24	81	121
	民設民営	2	12	24	32	117	185
	計	4	12	70	91	352	525
合計		10	12	70	91	1,887	2,060
子どもの人口			338	418	421	1,469	2,646
子どもの人口に対する利用率			3.6%	16.7%	21.6%	128.5%	77.9%

保育所における待機児童数	0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
	0	0	0	1	1

⑦芝地域

整備状況		施設数	認可定員数				
			0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
幼稚園	公立	0					0
	私立	9					2,750
	計	9					2,750
保育所	公設公営	6	12	72	99	447	630
	公設民営	1	0	10	12	68	90
	民設民営	0	0	0	0	0	0
	計	7	12	82	111	515	720
合計		16	12	82	111	3,265	3,470
子どもの人口			647	655	674	1,728	3,704
子どもの人口に対する施設整備率			1.9%	12.5%	16.5%	188.9%	93.7%

利用状況		施設数	利用者数				
			0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
幼稚園	公立	0					0
	私立	9					2,372
	計	9					2,372
保育所	公設公営	6	12	60	78	315	465
	公設民営	1	0	10	18	65	93
	民設民営	0	0	0	0	0	0
	計	7	12	70	96	380	558
合計		16	12	70	96	2,752	2,930
子どもの人口			647	655	674	1,728	3,704
子どもの人口に対する利用者率			1.9%	10.7%	14.2%	159.3%	79.1%

保育所における待機児童数	0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
	1	8	1	1	11

⑧安行地域

整備状況		施設数	認可定員数				
			0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
幼稚園	公立	0					0
	私立	3					920
	計	3					920
保育所	公設公営	1	0	15	22	83	120
	公設民営	0	0	0	0	0	0
	民設民営	1	0	12	12	66	90
	計	2	0	27	34	149	210
合計		5	0	27	34	1,069	1,130
子どもの人口			346	360	380	1,161	2,247
子どもの人口に対する施設整備率			0.0%	7.5%	8.9%	92.1%	50.3%

利用状況		施設数	利用者数				
			0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
幼稚園	公立	0					0
	私立	3					869
	計	3					869
保育所	公設公営	1	0	15	22	78	115
	公設民営	0	0	0	0	0	0
	民設民営	1	0	12	18	69	99
	計	2	0	27	40	147	214
合計		5	0	27	40	1,016	1,083
子どもの人口			346	360	380	1,161	2,247
子どもの人口に対する利用率			0.0%	7.5%	10.5%	87.5%	48.2%

保育所における待機児童数	0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
	0	1	0	1	2

⑨戸塚地域

整備状況		施設数	認可定員数				
			0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
幼稚園	公立	0					0
	私立	2					440
	計	2					440
保育所	公設公営	2	15	35	44	176	270
	公設民営	2	14	20	24	112	170
	民設民営	6	38	60	69	223	390
	計	10	67	115	137	511	830
合計		12	67	115	137	951	1,270
子どもの人口			794	773	800	2,172	4,539
子どもの人口に対する 施設整備率			8.4%	14.9%	17.1%	43.8%	28.0%

利用状況		施設数	利用者数				
			0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
幼稚園	公立	0					0
	私立	2					465
	計	2					465
保育所	公設公営	2	15	34	44	175	268
	公設民営	2	14	24	29	115	182
	民設民営	6	37	59	75	227	398
	計	10	66	117	148	517	848
合計		12	66	117	148	982	1,313
子どもの人口			794	773	800	2,172	4,539
子どもの人口に対する 利用率			8.3%	15.1%	18.5%	45.2%	28.9%

保育所における待機児童数	0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
	0	17	7	16	40

⑩鳩ヶ谷地域

整備状況		施設数	認可定員数				
			0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
幼稚園	公立	0					0
	私立	6					1,455
	計	6					1,455
保育所	公設公営	4	30	44	55	237	366
	公設民営	0	0	0	0	0	0
	民設民営	7	41	63	72	200	376
	計	11	71	107	127	437	742
合計		17	71	107	127	1,892	2,197
子どもの人口			578	538	575	1,813	3,504
子どもの人口に対する施設整備率			12.3%	19.9%	22.1%	104.4%	62.7%

利用状況		施設数	利用者数				
			0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
幼稚園	公立	0					0
	私立	6					1,269
	計	6					1,269
保育所	公設公営	4	32	53	60	232	377
	公設民営	0	0	0	0	0	0
	民設民営	7	45	72	78	228	423
	計	11	77	125	138	460	800
合計		17	77	125	138	1,729	2,069
子どもの人口			578	538	575	1,813	3,504
子どもの人口に対する利用率			13.3%	23.2%	24.0%	95.4%	59.0%

保育所における待機児童数	0歳	1歳	2歳	3～5歳児	合計
	3	4	1	0	8

（２）保育所利用の状況（居住地域と利用地域の関係）

〔利用地域別の居住地域の内訳〕

（単位：人）

		居住地域											
		中央	横曽根	青木	南平	新郷	神根	芝	安行	戸塚	鳩ヶ谷	市外	計
利用地域	中央	251	199	75	90	8	1	6	3	0	3	5	641
	横曽根	25	599	64	4	4	5	3	1	0	5	7	717
	青木	39	45	438	53	5	63	70	3	1	32	6	755
	南平	28	5	44	624	17	2	1	4	2	25	7	759
	新郷	0	0	0	1	185	4	0	46	1	2	3	242
	神根	0	2	16	1	10	289	68	51	64	20	4	525
	芝	0	4	19	1	1	24	484	2	6	2	15	558
	安行	0	0	0	0	46	10	0	125	12	17	4	214
	戸塚	2	0	2	0	9	71	8	73	660	4	19	848
	鳩ヶ谷	0	0	28	11	21	20	2	10	7	697	4	800
	市外	1	3	4	3	10	6	6	16	14	2		65
	計	346	857	690	788	316	495	648	334	767	809	74	6,124
	割合	5.6%	14.0%	11.3%	12.9%	5.2%	8.1%	10.6%	5.5%	12.5%	13.2%	1.2%	100.0%

※例：中央地域の施設を利用している青木地域居住者は75人

〔居住地域別の利用地域構成比〕

		利用地域										
		中央	横曽根	青木	南平	新郷	神根	芝	安行	戸塚	鳩ヶ谷	市外
居住地域	中央	72.5%	7.2%	11.3%	8.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.3%
	横曽根	23.2%	69.9%	5.3%	0.6%	0.0%	0.2%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
	青木	10.9%	9.3%	63.5%	6.4%	0.0%	2.3%	2.8%	0.0%	0.3%	4.1%	0.6%
	南平	11.4%	0.5%	6.7%	79.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	1.4%	0.4%
	新郷	2.5%	1.3%	1.6%	5.4%	58.5%	3.2%	0.3%	14.6%	2.8%	6.6%	3.2%
	神根	0.2%	1.0%	12.7%	0.4%	0.8%	58.4%	4.8%	2.0%	14.3%	4.0%	1.2%
	芝	0.9%	0.5%	10.8%	0.2%	0.0%	10.5%	74.7%	0.0%	1.2%	0.3%	0.9%
	安行	0.9%	0.3%	0.9%	1.2%	13.8%	15.3%	0.6%	37.4%	21.9%	3.0%	4.8%
	戸塚	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%	0.1%	8.3%	0.8%	1.6%	86.0%	0.9%	1.8%
	鳩ヶ谷	0.4%	0.6%	4.0%	3.1%	0.2%	2.5%	0.2%	2.1%	0.5%	86.2%	0.2%
	市外	6.8%	9.5%	8.1%	9.5%	4.1%	5.4%	20.3%	5.4%	25.7%	5.4%	

※例：中央地域居住者のうち青木地域施設の利用者の割合は11.3%

※端数処理により合計が100.0%にならないことがあります。

〔利用地域別の居住地域構成比〕

		居住地域										
		中央	横曽根	青木	南平	新郷	神根	芝	安行	戸塚	鳩ヶ谷	市外
利用地域	中央	39.2%	31.0%	11.7%	14.0%	1.2%	0.2%	0.9%	0.5%	0.0%	0.5%	0.8%
	横曽根	3.5%	83.5%	8.9%	0.6%	0.6%	0.7%	0.4%	0.1%	0.0%	0.7%	1.0%
	青木	5.2%	6.0%	58.0%	7.0%	0.7%	8.3%	9.3%	0.4%	0.1%	4.2%	0.8%
	南平	3.7%	0.7%	5.8%	82.2%	2.2%	0.3%	0.1%	0.5%	0.3%	3.3%	0.9%
	新郷	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	76.4%	1.7%	0.0%	19.0%	0.4%	0.8%	1.2%
	神根	0.0%	0.4%	3.0%	0.2%	1.9%	55.0%	13.0%	9.7%	12.2%	3.8%	0.8%
	芝	0.0%	0.7%	3.4%	0.2%	0.2%	4.3%	86.7%	0.4%	1.1%	0.4%	2.7%
	安行	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	21.5%	4.7%	0.0%	58.4%	5.6%	7.9%	1.9%
	戸塚	0.2%	0.0%	0.2%	0.0%	1.1%	8.4%	0.9%	8.6%	77.8%	0.5%	2.2%
	鳩ヶ谷	0.0%	0.0%	3.5%	1.4%	2.6%	2.5%	0.3%	1.3%	0.9%	87.1%	0.5%
	市外	1.5%	4.6%	6.2%	4.6%	15.4%	9.2%	9.2%	24.6%	21.5%	3.1%	

※例：中央地域施設の利用者のうち青木地域居住者の割合は11.7%

※端数処理により合計が100.0%にならないことがあります。

〔居住地域内外利用率及び利用地域内外居住率〕

	居住地域別			利用地域別		
	地域内利用	地域外利用		地域内居住	地域外居住	
			主な利用地域			主な居住地域
中央地域	72.5%	27.5%	青木地域 11.3%	39.2%	60.8%	横曽根地域 31.0% 南平地域 14.0% 青木地域 11.7%
横曽根地域	69.9%	30.1%	中央地域 23.2%	83.5%	16.5%	
青木地域	63.5%	36.5%	中央地域 10.9%	58.0%	42.0%	
南平地域	79.2%	20.8%	中央地域 11.4%	82.2%	17.8%	
新郷地域	58.5%	41.5%	安行地域 14.6%	76.4%	23.6%	安行地域 19.0%
神根地域	58.4%	41.6%	戸塚地域 14.3% 青木地域 12.7%	55.0%	45.0%	芝地域 13.0% 戸塚地域 12.2%
芝地域	74.7%	25.3%	青木地域 10.8% 神根地域 10.5%	86.7%	13.3%	
安行地域	37.4%	62.6%	戸塚地域 21.9% 神根地域 15.3% 新郷地域 13.8%	58.4%	41.6%	新郷地域 21.5%
戸塚地域	86.0%	14.0%		77.8%	22.2%	
鳩ヶ谷地域	86.2%	13.8%		87.1%	12.9%	

※居住地域以外の施設を利用している割合（例：中央地域に住んでいる方は、中央地域での利用者が72.5%であるため、それ以外の27.5%が地域外利用となる。また、居住地域外で一番多い利用地域は青木地域の11.3%）

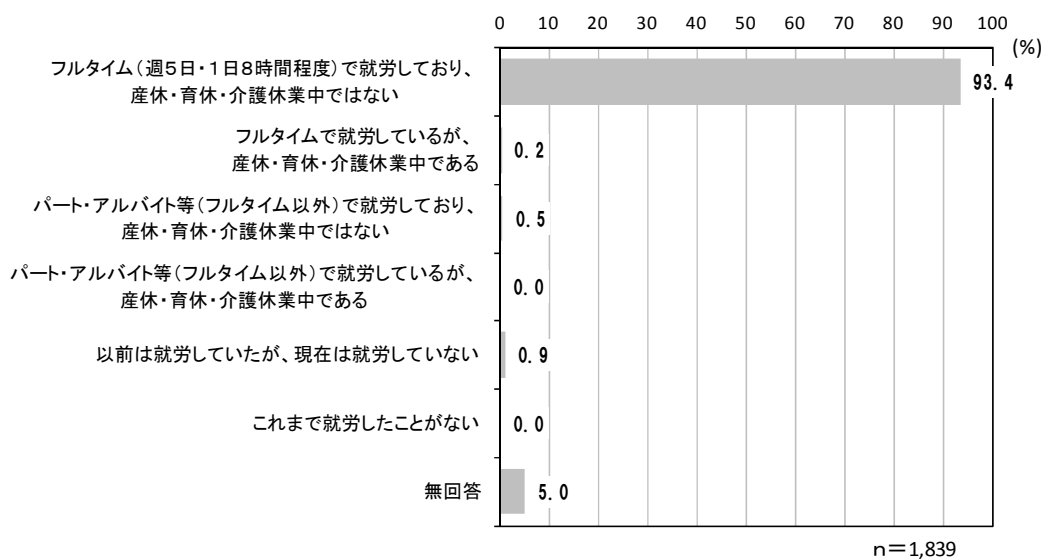
3 子ども・子育てに関する実態と意向(アンケート調査結果から)

ここでは、平成 25 年度に実施したアンケート調査結果から、川口市における状況を整理します。

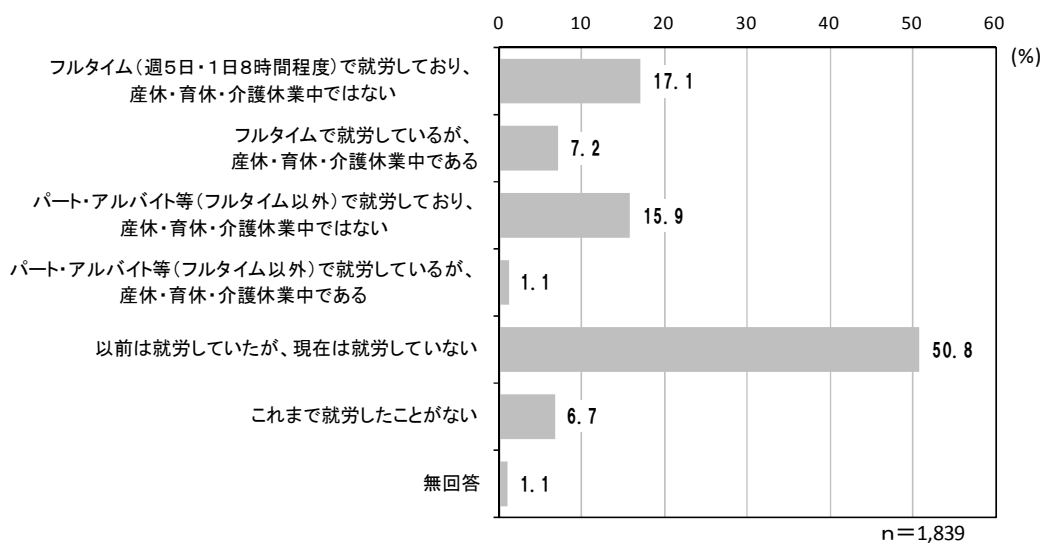
(1) 就学前子どもアンケートから

① 父親・母親の就労状況

父親については、“フルタイム（週 5 日・1 日 8 時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない”が 90%以上を占めています。

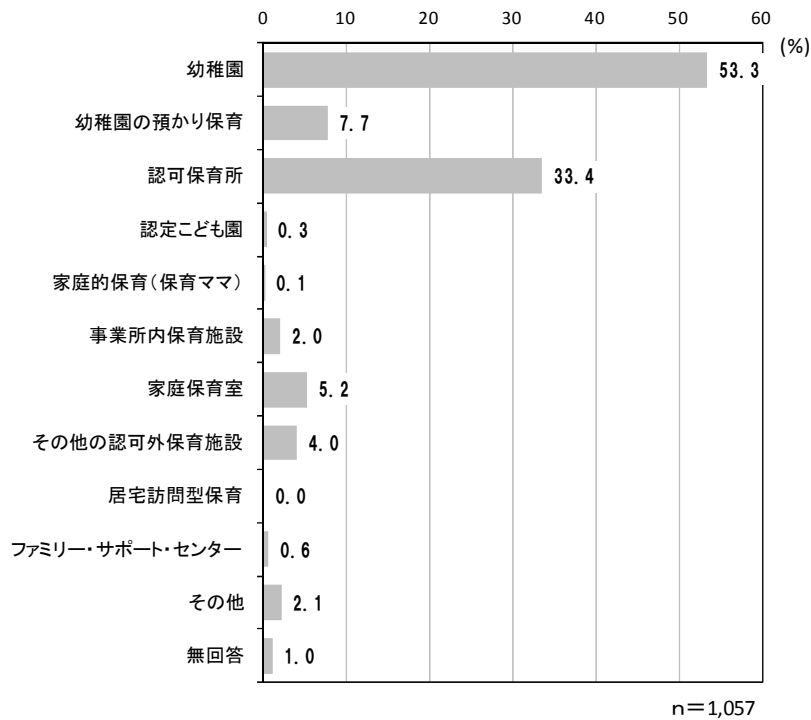


母親については、“以前は就労していたが、現在は就労していない”が 50.8%と半数を占め、次いで“フルタイム（週 5 日・1 日 8 時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない”17.1%、“パート・アルバイト等（フルタイム以外）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない”15.9%の順となっています。



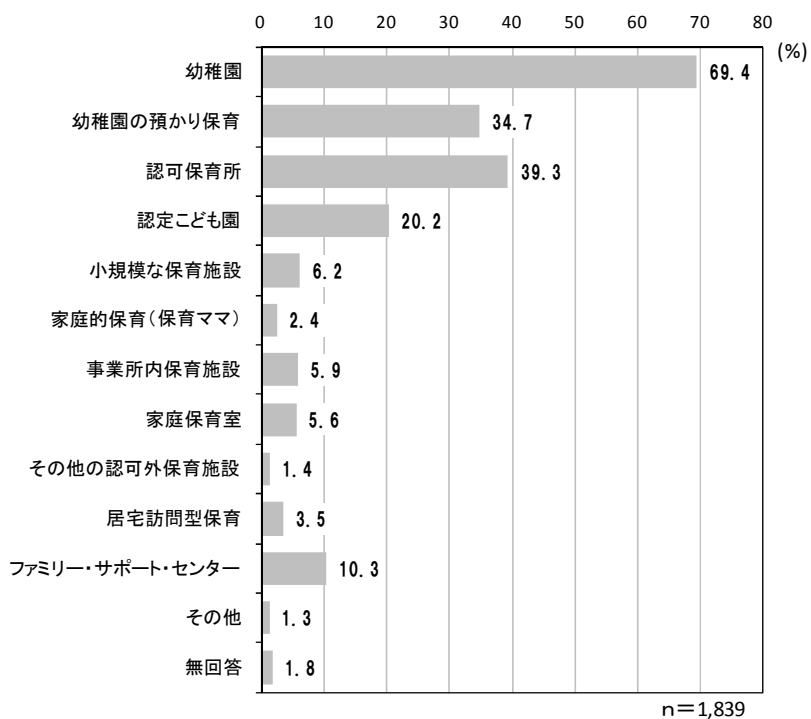
② 利用している平日の定期的な教育・保育事業〔複数回答〕

利用している平日の定期的な教育・保育施設としては、“幼稚園”が最も多く53.3%、次いで“認可保育所”33.4%、“幼稚園の預かり保育”7.7%の順となっています。



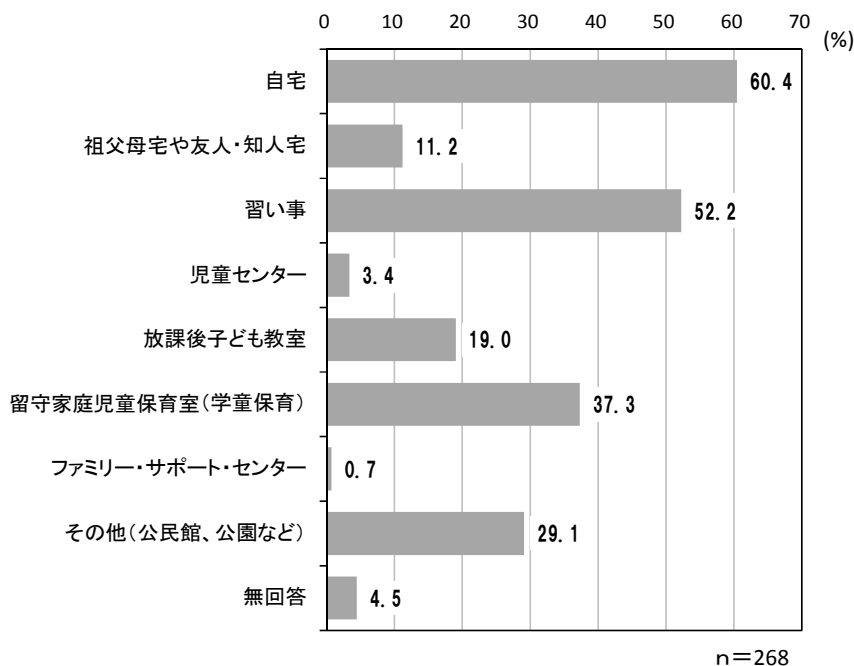
③ 平日の定期的にご利用したい教育・保育事業〔複数回答〕

平日の定期的な教育・保育施設の利用意向としては、“幼稚園”が最も多く69.4%、次いで“認可保育所”39.3%、“幼稚園の預かり保育”34.7%、“認定こども園”20.2%の順となっています。



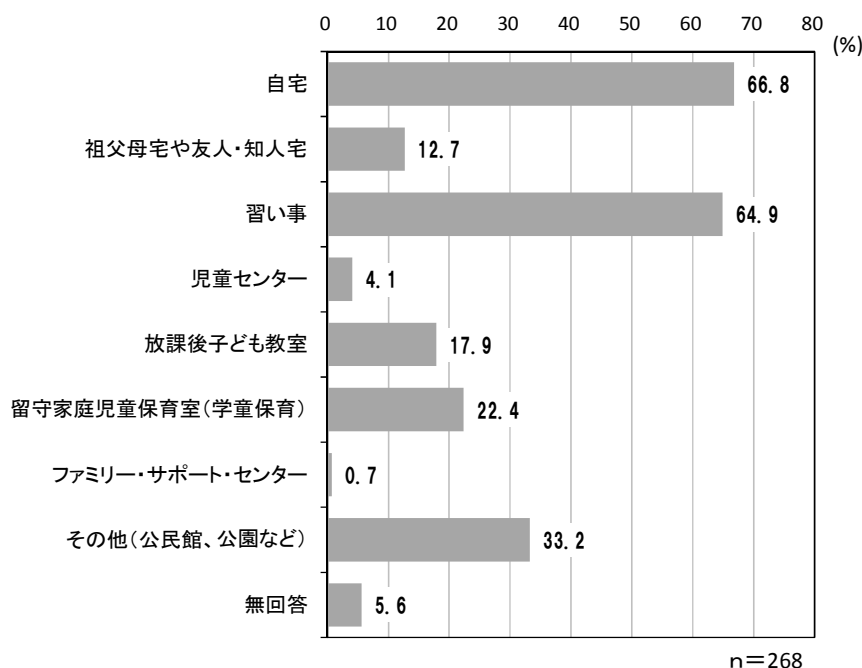
④ 放課後の過ごし方（５歳児限定）の希望〔複数回答〕

小学校就学後（１～３年生）の放課後の過ごし方としては、“自宅”が最も多く 60.4%、次いで“習い事” 52.2%、“留守家庭児童保育室（学童保育）” 37.3%の順となっています。



小学校就学後（４～６年生）の放課後の過ごし方については、“自宅”が最も多く 66.8%、次いで“習い事” 64.9%、“その他（公民館・公園など）” 33.2%の順となっています。

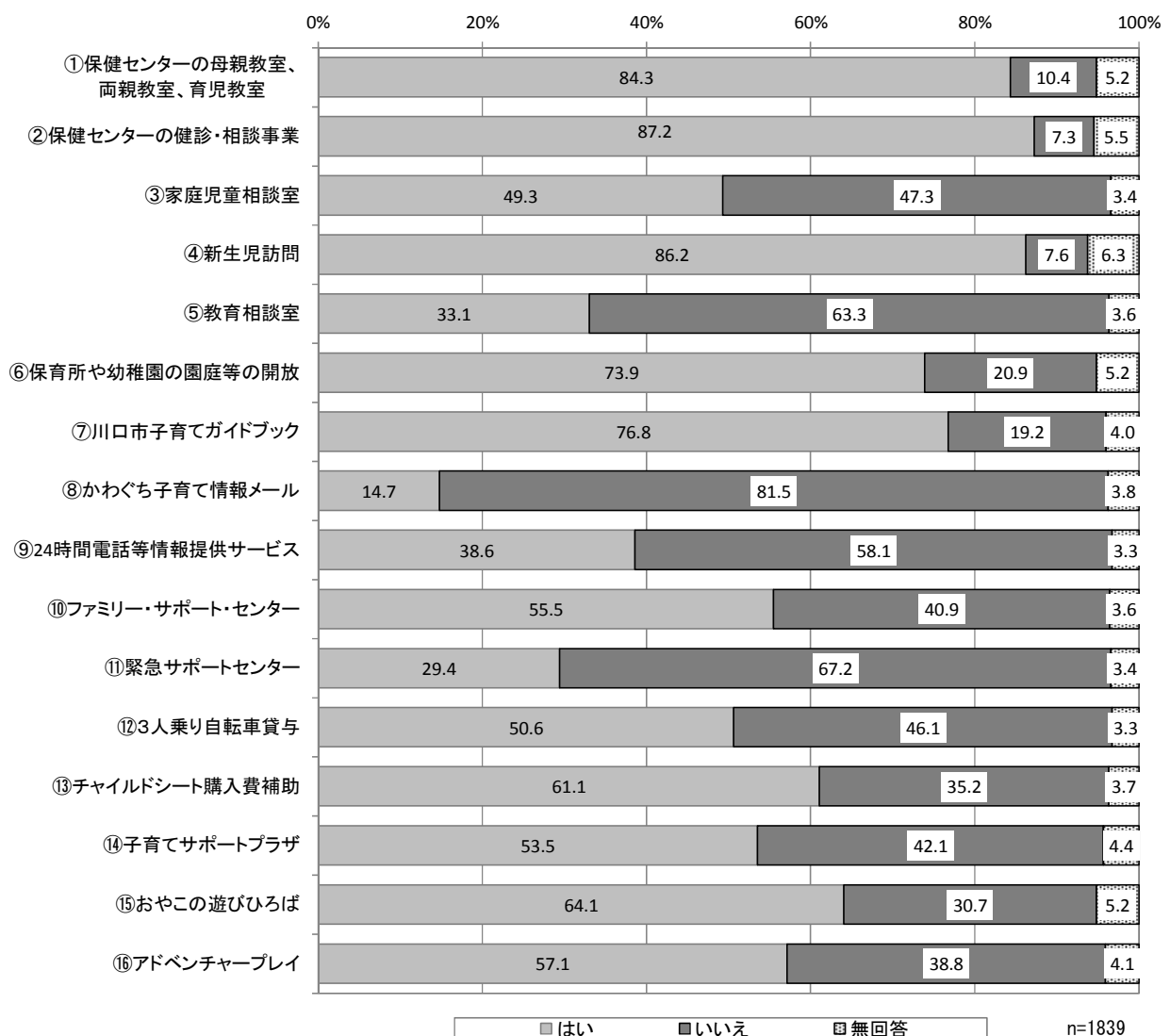
小学校就学後（１～３年生）の放課後の過ごし方と比べると、“習い事”や“その他（公民館・公園など）”への意向が高まり、逆に“留守家庭児童保育室（学童保育）”の利用意向は半分近くになっています。



⑤ 子育て支援事業の認知度・利用状況・利用意向

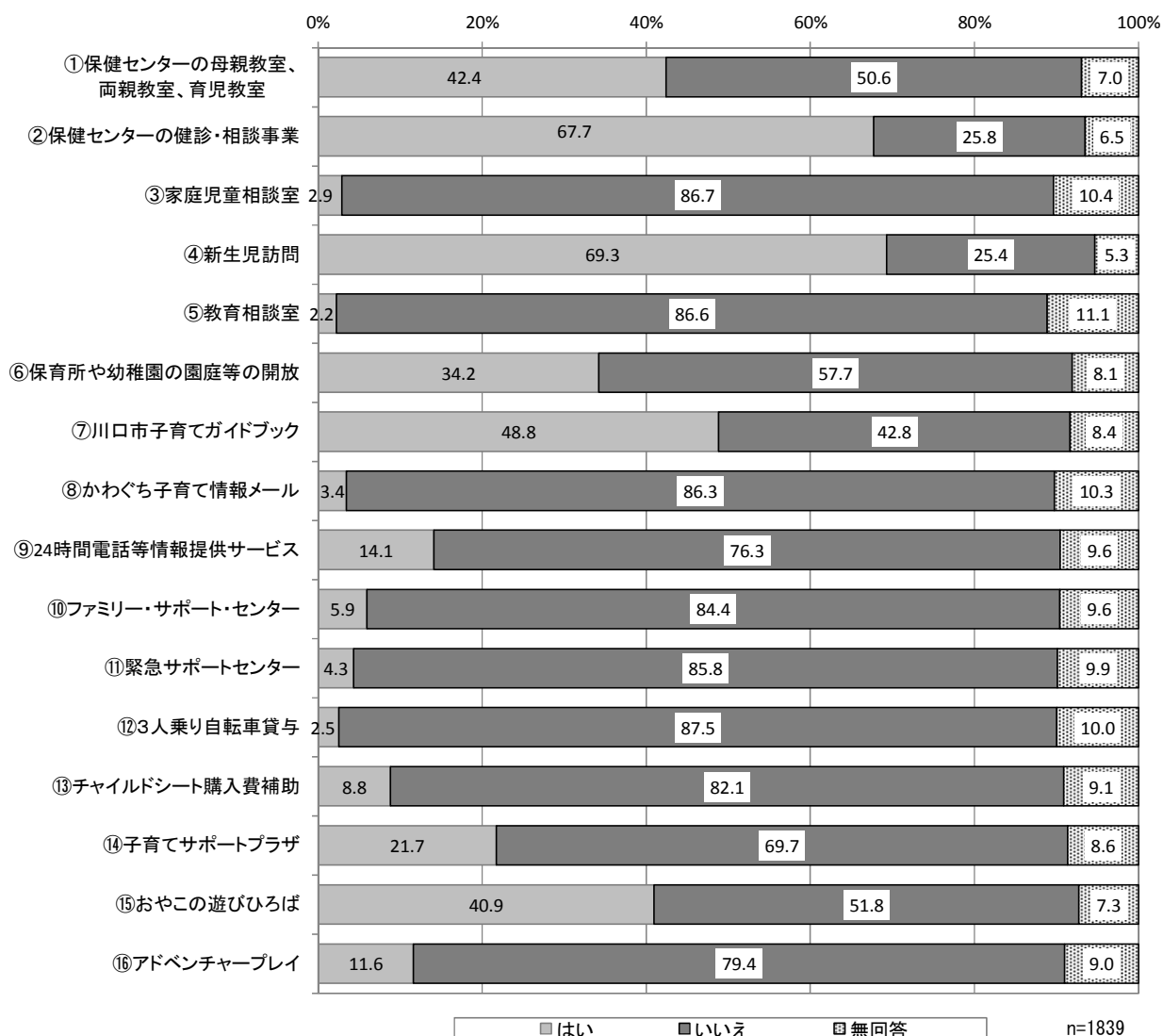
子育て支援事業の認知度は、“保健センターの健診・相談事業”が87.2%と最も多く、ついで“新生児訪問”86.2%、“保健センターの母親教室、両親教室、育児教室”84.3%、“川口市子育てガイドブック”76.8%、“保育所や幼稚園の園庭等の開放”73.9%、“おやこの遊びひろば”64.1%、“チャイルドシート購入費補助”61.1%、“アドベンチャープレイ”57.1%、“ファミリー・サポート・センター”55.5%、“子育てサポートプラザ”53.5%、“3人乗り自転車貸与”50.6%となっています。他の事業の認知度は50%未満です。

〔認知度〕



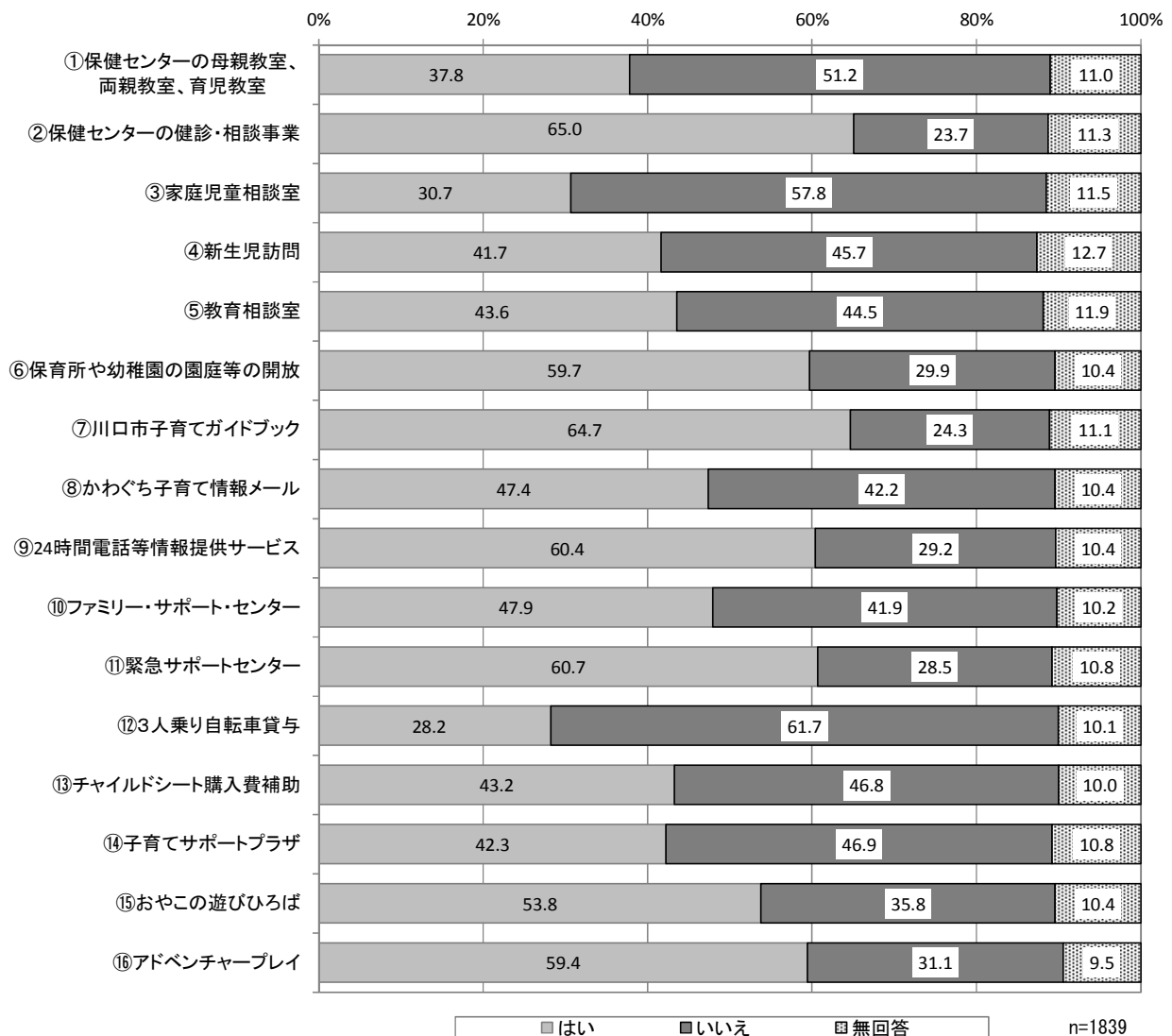
子育て支援事業の利用状況は、“新生児訪問” が69.3%と最も多く、ついで“保健センターの健診・相談事業” 67.7%、“川口市子育てガイドブック” 48.8%、“保健センターの母親教室、両親教室、育児教室” 42.4%、“おやこの遊びひろば” 40.9%、“保育所や幼稚園の園庭等の開放” 34.2%、“子育てサポートプラザ” 21.7%、“24 時間電話等情報提供サービス” 14.1%、“アドベンチャープレイ” 11.6%となっています。他の事業の利用度は10%未満です。

〔利用状況〕



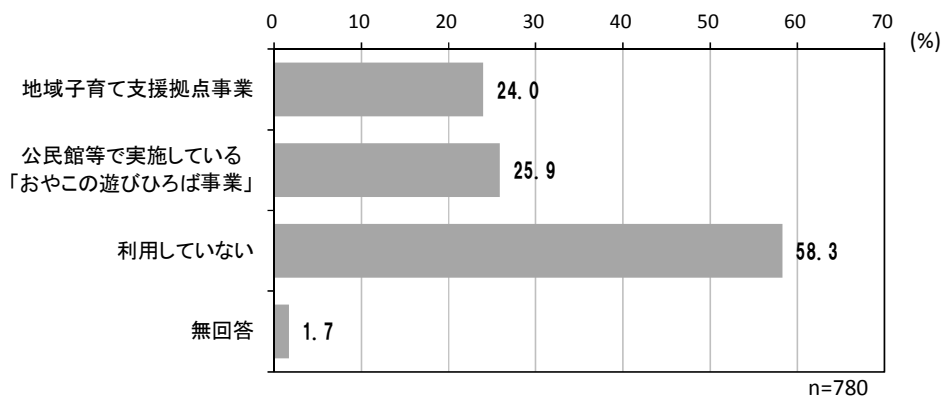
子育て支援事業の今後の利用意向は、“保健センターの健診・相談事業”が65.0%と最も多く、ついで“川口市子育てガイドブック”64.7%、“緊急サポートセンター”60.7%、“24時間電話等情報提供サービス”60.4%、“保育所や幼稚園の園庭等の開放”59.7%、“アドベンチャープレイ”59.4%、“おやこの遊びひろば”53.8%となっています。他の事業の利用意向は50%未満です。

【利用意向】

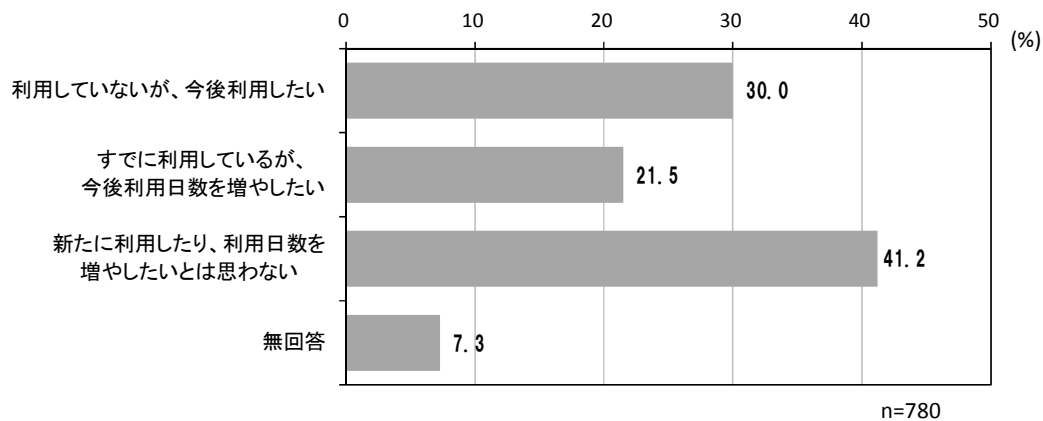


⑥ 地域子育て支援拠点事業について〔複数回答〕

利用している地域子育て支援拠点事業については、“利用していない” が 58.3%と最も多く、ついで“公民館等で実施している「おやこの遊びひろば事業」” 25.9%、“地域子育て支援拠点事業” 24.0%となっています。

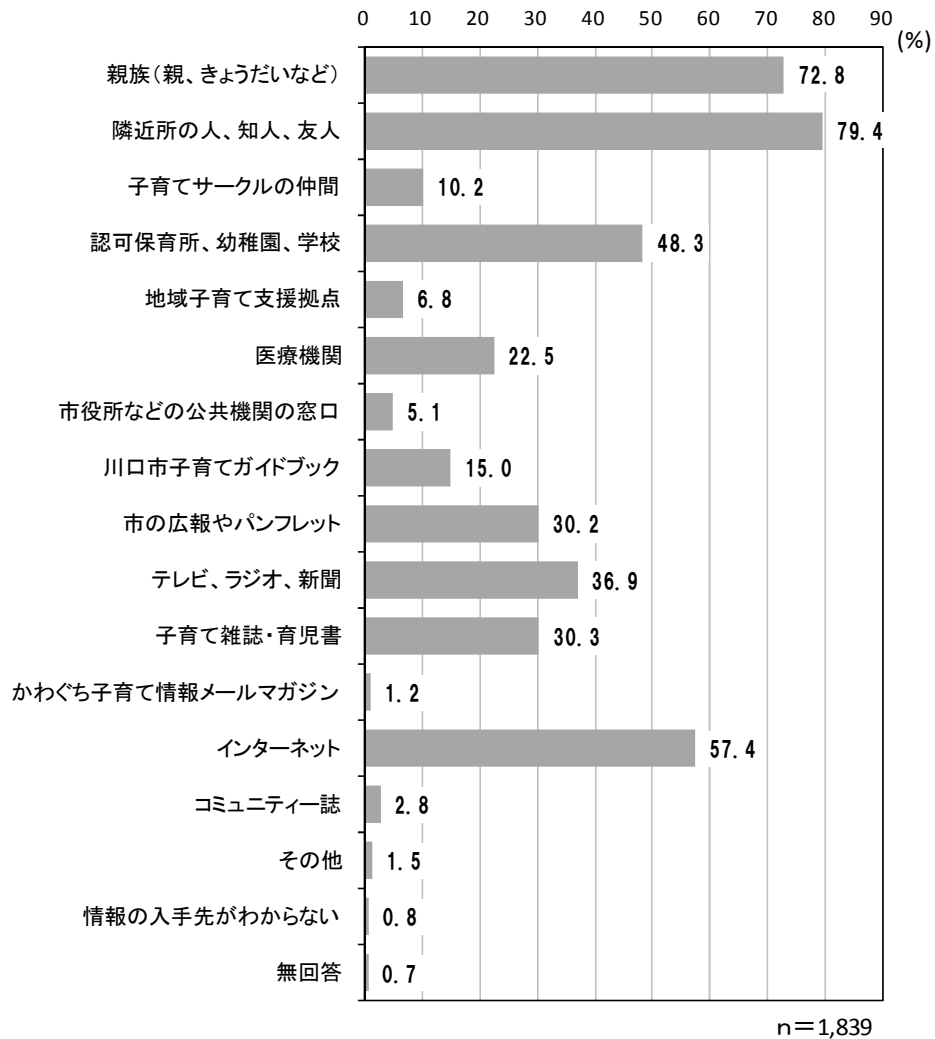


利用したい地域子育て支援拠点事業については、“新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない” が最も多く 41.2%、ついで“利用していないが、今後利用したい” が 30.0%、“すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい” が 21.5%となっています。



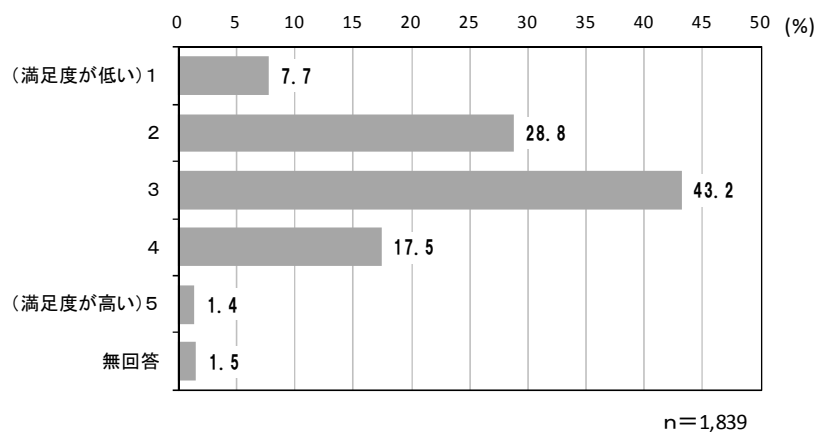
⑦ 子育てに関する情報の入手先〔複数回答〕

子育てに関する情報の入手先については、“隣近所の人、知人、友人”が79.4%で最も多く、ついで“親族（親、きょうだいなど）”72.8%、“インターネット”57.4%、“認可保育所、幼稚園、学校”48.3%、“テレビ、ラジオ、新聞”36.9%、“子育て雑誌・育児書”30.3%、“市の広報やパンフレット”30.2%、“医療機関”22.5%、“川口市子育てガイドブック”15.0%、“子育てサークルの仲間”10.2%となっています。他の選択肢は10%未満です。



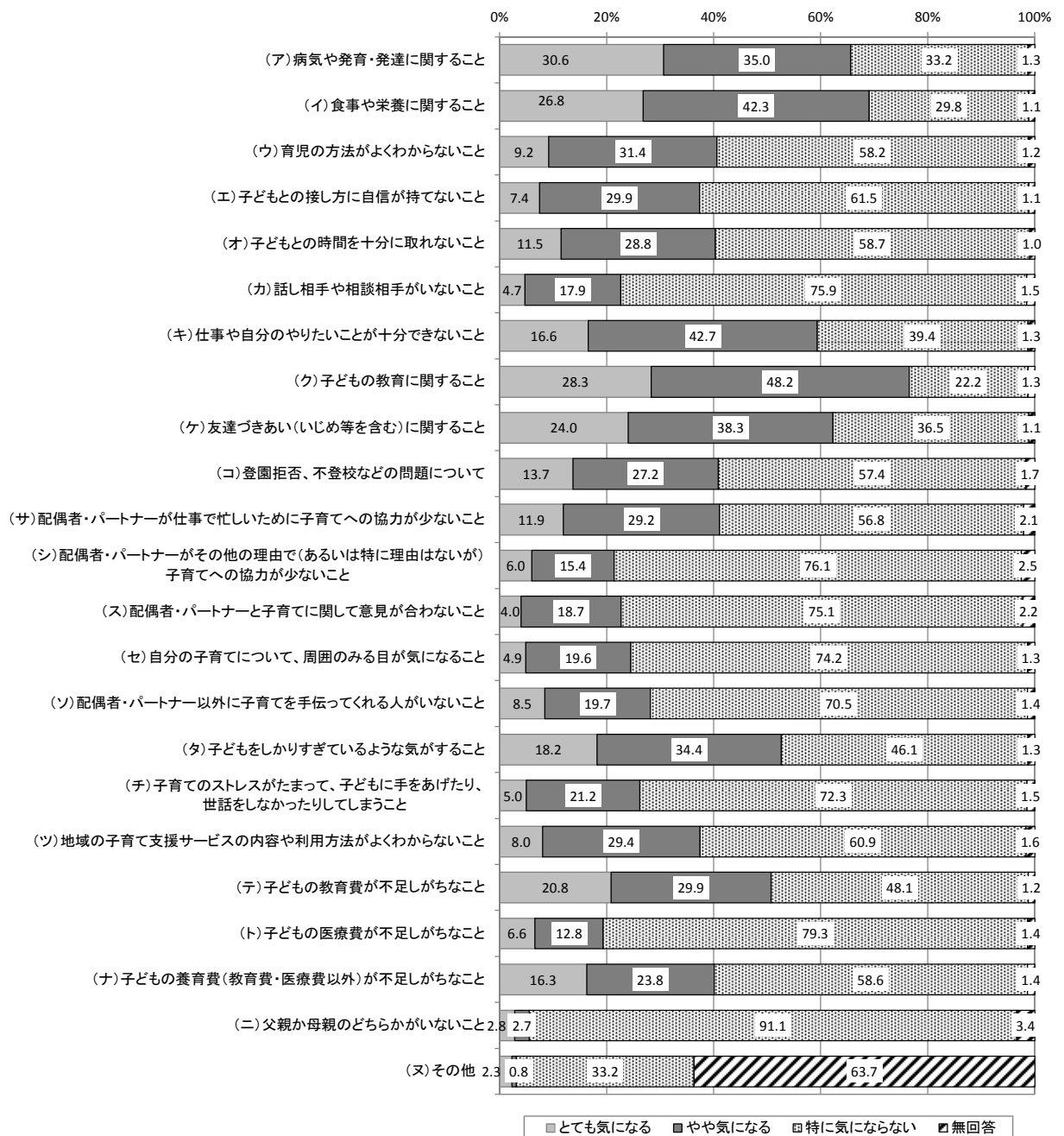
⑧ 地域の子育ての環境や支援の満足度

子育ての環境や支援に対する満足度（５段階：５点満点）については、“（満足度が低い）１” 7.7%、“２” 28.8%の合計 36.5%に対し、“４” 17.5%、“（満足度が高い）５” 1.4%の合計は 18.9%となっており、全体としては不満に思う人の方が多くなっています。



⑨ 子育てに関して、日頃悩んでいること、または気になること〔複数回答〕

子育てに関して、日頃悩んでいること、または気になることとしては、「とても気になる」「やや気になる」の合計で最も多いのは“(ク) 子どもの教育に関すること”の76.5%で、ついで“(イ) 食事や栄養に関すること”69.1%、“(ア) 病気や発育・発達に関すること”65.6%、“(ケ) 友達づきあい(いじめ等を含む)に関すること”62.3%“(キ) 仕事や自分のやりたいことが十分できないこと”59.3%、“(タ) 子どもをしかりすぎているような気がする”52.6%、“(テ) 子どもの教育費が不足しがちなこと”50.7%となっています。他の選択肢は50%未満です。

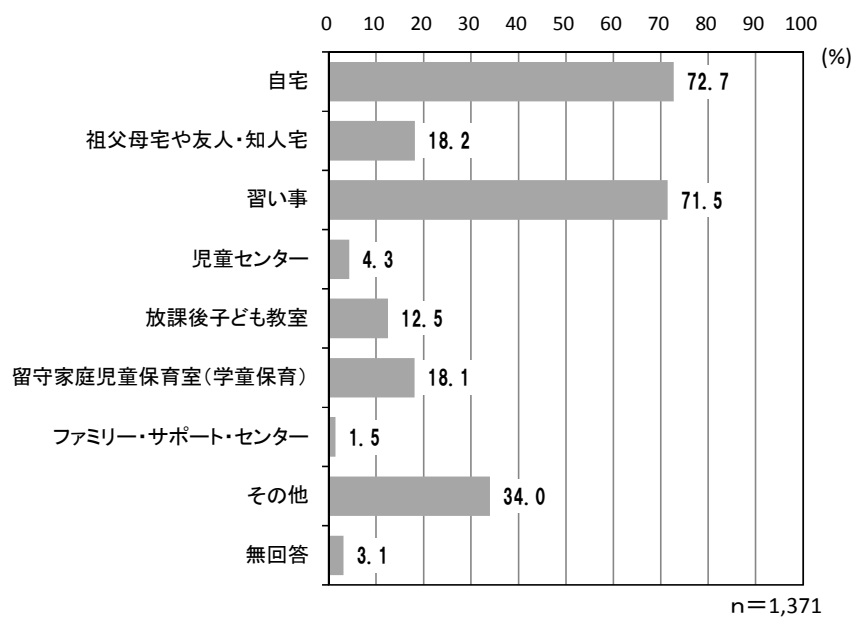


n=1839

(2) 小学生アンケートから

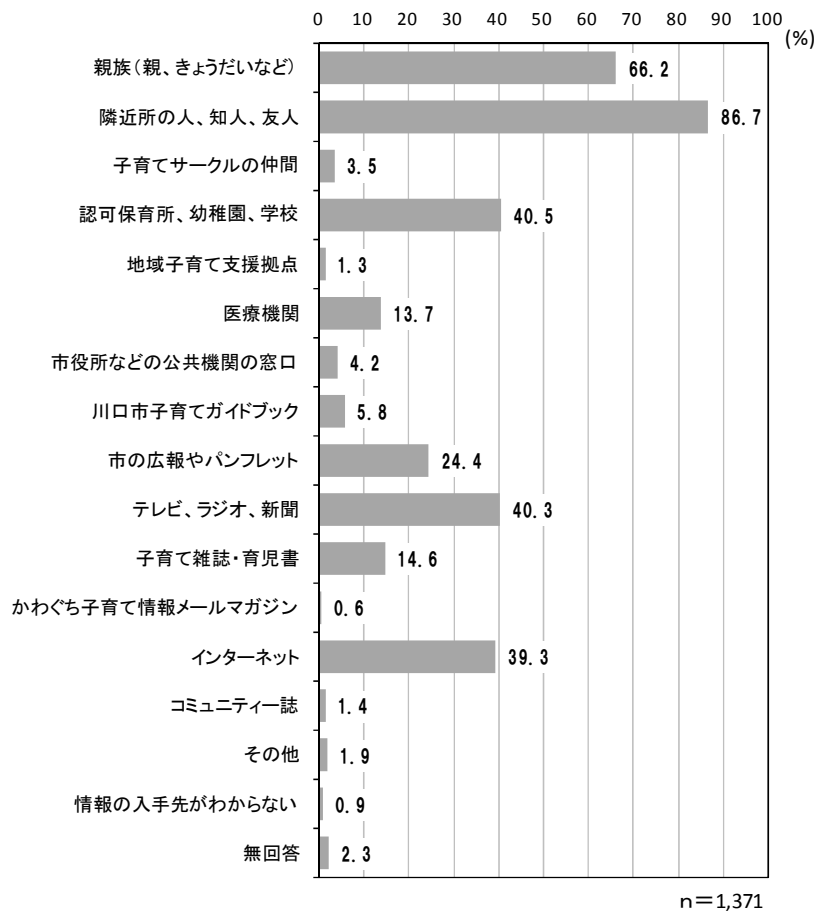
① 希望する放課後の過ごし方〔複数回答〕

今後、放課後を過ごす場所の希望については、「希望場所」では“自宅”が72.7%で最も多く、ついで“習い事”71.5%、“その他”34.0%、“祖父母宅や友人・知人宅”18.2%、“留守家庭児童保育室(学童保育)”18.1%、“放課後子ども教室”12.5%となっています。他の選択肢の回答は5%未満です。



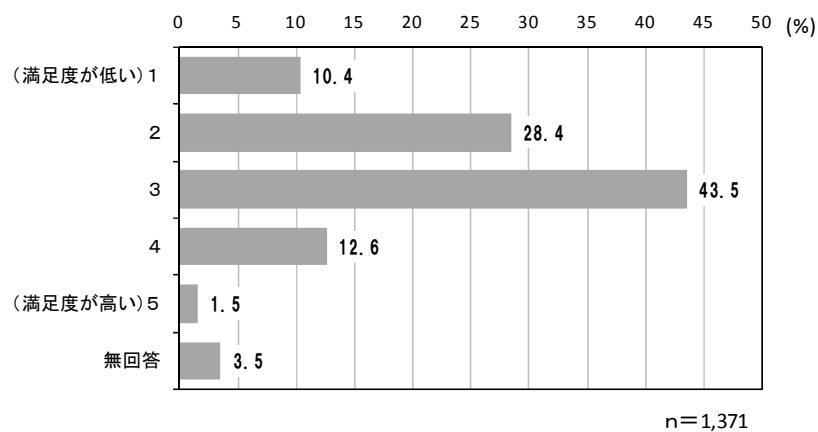
② 子育てに関する情報の入手先〔複数回答〕

子育てに関する情報の入手方法としては、“隣近所の人、知人、友人”が86.7%で最も多く、ついで“親族（親、きょうだいなど）”66.2%、“認可保育所、幼稚園、学校”40.5%、“テレビ、ラジオ、新聞”40.3%、“インターネット”39.3%、“市の広報やパンフレット”24.4%、“子育て雑誌・育児書”14.6%、“医療機関”13.7%となっています。他の選択肢は10%未満です。



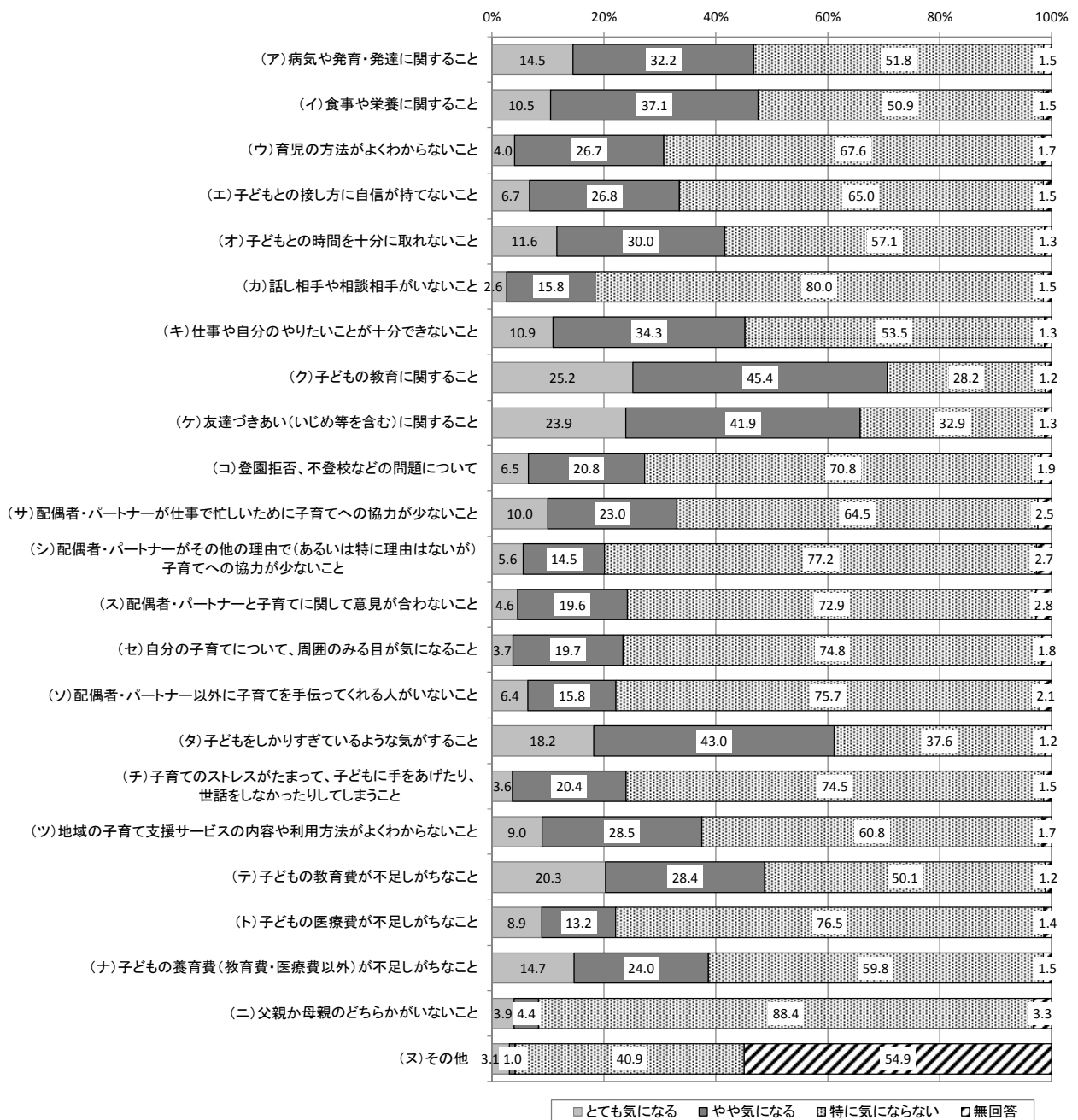
③ 子育ての環境や支援に対する満足度

子育ての環境や支援に対する満足度（５段階：５点満点）については、“（満足度が低い）１” 10.4%、“２” 28.4%の合計 38.8%に対し、“４” 12.6%、“（満足度が高い）５” 1.5%の合計は 14.1%となっており、全体としては不満に思う人の方が多くなっています。



④ 子育てに関して、日頃悩んでいること、または気になること〔複数回答〕

子育てに関して、日頃悩んでいること、または気になることとしては、「とても気になる」「やや気になる」の合計で最も多いのは“(ク) 子どもの教育に関すること”の70.6%で、ついで“(ケ) 友達づきあい（いじめ等を含む）に関すること”65.8%、“(タ) 子どもをしかりすぎているような気がする”61.2%、“(テ) 子どもの教育費が不足しがちなこと”48.7%、“(イ) 食事や栄養に関すること”47.6%、“(ア) 病気や発育・発達に関すること”46.7%、“(キ) 仕事や自分のやりたいことが十分できないこと”45.2%、“(オ) 子どもとの時間を十分に取れないこと”41.6%となっています。他の選択肢は40%未満です。



n=1371

第3章 計画の基本的な考え方

1 子ども・子育てビジョン（基本理念）

子ども・子育て支援法では、“子どもの最善の利益”が実現される社会をめざすことを基本とし、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な子ども・子育て支援を実施することとしています。

また、すべての子どもや子育て家庭を身近な地域で可能な限り支援し、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指しています。

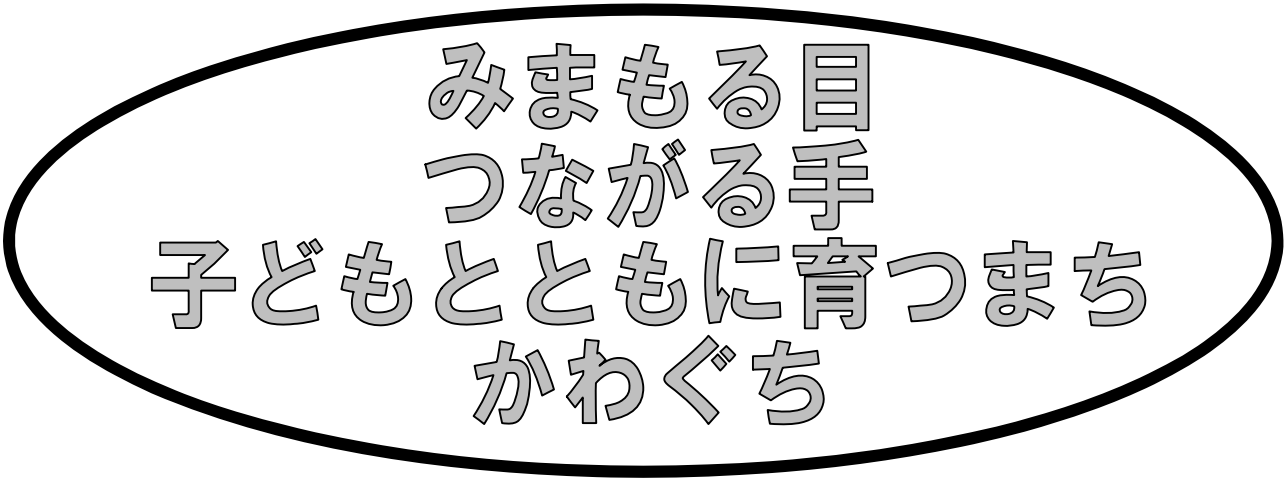
一人ひとりの子どもが健やかに育つには、子どもが1日の大半を過ごす教育・保育の場は、子どもの成長に重要な役割を果たす場であり、適切な環境整備が求められています。

また、核家族化や地域での人間関係の希薄化などにより、孤立化しがちな子育て家庭を支援し、子育て環境を整えることが求められています。

こうした子ども・子育て支援事業の役割を踏まえ、川口市民が協働し、川口市で子育てをしてよかったと思えるような環境を整備していく必要があります。

川口市では「川口市次世代育成支援行動計画」において、子育て・子育てを地域全体で支え、子どもとともに地域も成長していけるまちづくりを目指し、川口市の目指すべき子育て支援のあり方として「みまもる目 つながる手 子どもとともに育つまち」という“地域社会のあり方”を、基本理念に掲げ、計画を推進してきました。

「川口市子ども・子育て支援事業計画」では、「川口市次世代育成支援行動計画」における基本的な方向性、基本理念について継承していくものとします。

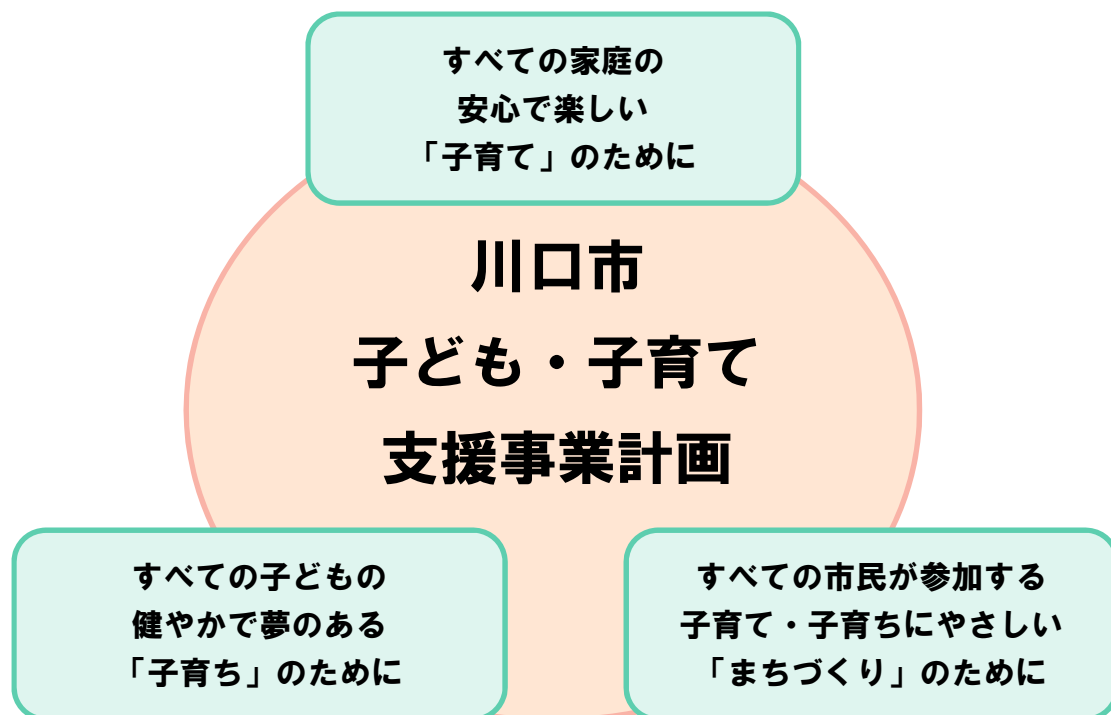


みまもる目
つながる手
子どもとともに育つまち
かわぐち

2 基本目標（計画推進の視点）

「みまもる目 つながる手 子どもとともに育つまち かわぐち」の実現に向けては、福祉分野をはじめ、保健、教育、労働などの子どもと家庭にかかわる関係分野が相互に連携し、すべての子どもと、子どもをとりまく環境や地域社会を含めた取り組みが求められます。

本計画では、基本理念を実現するために次の3つの基本目標を設定し、それらを3つの柱として総合的に施策を推進します。



第4章 量の見込みと提供体制

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

【教育・保育提供区域設定の視点】

- 教育・保育提供区域は、利用者にとって、教育・保育の利用可能施設等を制限するものではない。
⇒例えば、居住する提供区域外の施設であっても利用は可能。
- 教育・保育提供区域は、新制度における教育・保育を提供するためのサービス基盤（幼稚園・保育所・認定こども園など）の配置バランスを考える上で有効な設定である。
⇒施設配置バランスについて、細かな設定を求めるならば区域設定もそれに応じて細かく設定することになるが、就学前子ども人口の減少が予測される中、持続的・安定的な施設運営の観点からは、一定規模の就学前子ども人口を抱える程度の区域設定が妥当と考えられる。
- 教育・保育提供区域の設定にあたっては、それぞれの区域における将来の就学前子ども人口の見通し等が必要となるため、必然的に人口データ等の把握可能な区域設定を行う必要がある。
- 人口減少等を背景に、将来的には就学前の教育・保育施設だけではなく、小学校等との教育の連続的提供などの視点も重要と考える。
⇒新制度においては、教育・保育の一体的提供体制の整備・構築を推進することになるが、こうした就学前における体制と就学後の小学校等の体制を一体的・連続的に捉えられるような区域設定が望ましいと考えられる。

こうした点を踏まえながら、次ページ以降に示すとおり、教育・保育提供区域の設定について3パターン（1区域、3区域、6区域）で検討した上で、本市においては、教育・保育施設の整備・確保にあたって、より柔軟な対応が可能であることなどの理由により、全市を3提供区域とすることとします。

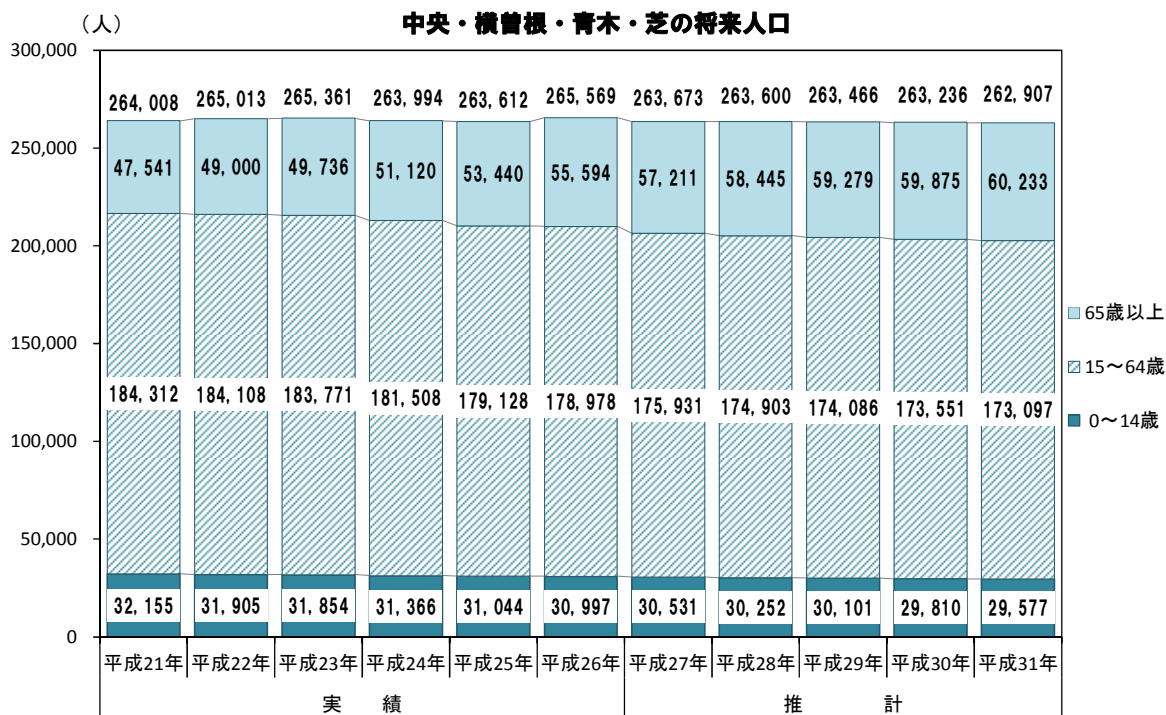
	1 区域
設定パターンの基本的な考え方	保育所利用にあたっては、保護者の通勤上の都合や特色ある施設の選択等の理由などから、居住地域（10 地域）を超えた利用が少なくないことなどを踏まえ、市内全域で1 区域とするものである。
設定パターンの メリット	○市民にとって市内全域で1 区域なのでわかりやすい。 ○参入事業の運営・経営の観点から、市内全域（の需要）を事業エリアとして捉えることができるため、新規事業者が参入しやすい。 ○局所的または一時的なニーズの変化などに対して、市内全体を受け皿として調整するなど、柔軟な対応が可能
設定パターンの デメリット	○従来どおりに市内全体をひとつの区域とする観点から施設・事業が整備されるため、それぞれの区域のニーズ量等に応じた利便性向上は見込まれない。 ○参入事業の運営・経営の観点から、市内全域（の需要）を事業エリアとして捉えることができるため、整備される地域に偏りが生じる恐れがある。
結 論	制度運用上は最も合理的な設定であるが、利用者の視点からのメリットがない。

	3区域
設定パターンの基本的な考え方	保育の実施については、保育の必要な事由に該当することを満たすことが必要であり、就労を要件として保育所を利用している方が大半となっている。 本市は都心におけるベットタウンとしての性格を有しているように、鉄道を利用して都内へ通勤する方が多い。このことから、鉄道駅の配置バランスを重要視した区域としたものである。 
設定パターンのメリット	○鉄道駅の配置を踏まえた区域設定であるため、保護者が鉄道利用の通勤の場合などの利便性が高まる。 ○保育所に通う児童の8割以上は、居住地域と同じ区域の保育所を利用している状況であり、利便性は高い区域設定と考えられる。 ○区域として一定の広がり確保しているため、区域を超えての利用は比較的少ないものと想定できることから、比較的利用実態に合った計画としやすく、効率的な整備に繋がる。 ○事業者にとって、一定の広がりのある区域を事業エリアとして想定できる。
設定パターンのデメリット	○他の区域で供給が余っている場合でも、当該区域で不足があれば供給体制を整備する必要があり、財政的不合理が生じる場合がある。
結 論	利用者の視点からのメリットがあることに加え、制度運営上も大きなデメリットは想定されないことから、総合的に最も妥当な区域設定と判断される。

	6区域
設定パターンの基本的な考え方	3区域とした理由に加えて、それぞれの地域の特性や地域間の結びつき等を考慮したものである。 
設定パターンのメリット	○市民にとって、狭い区域内に、当該区域内の需要に見合った施設・事業が整備されるため、利便性が高まる。
設定パターンのデメリット	○事業者にとっては狭い区域のニーズ動向に応じた施設・事業が整備されるため、新規の施設・事業が整備しにくくなる。 ○新規の設備・事業が整備しにくくなることは、市民にとっても利便性が低くなる。 ○区域を超えた施設・事業の利用が生じやすく、利用実態に合わない計画になる恐れがある。 ○他の区域で供給が余っている場合でも、当該区域で不足があれば供給体制を整備する必要があり、財政的不合理が生じやすい。
結 論	利用者の視点からは最も利便性が高まる可能性があるが、制度運用上のデメリットがかなり大きい。

【中央・横曽根・青木・芝】

中央・横曽根・青木・芝区域の総人口は、平成 26 年の 265,569 人から平成 31 年には 262,907 人にまで減少するものと見込まれます。



	実 績						推 計				
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総 数	264,008	265,013	265,361	263,994	263,612	265,569	263,673	263,600	263,466	263,236	262,907
0～14歳	32,155	31,905	31,854	31,366	31,044	30,997	30,531	30,252	30,101	29,810	29,577
15～64歳	184,312	184,108	183,771	181,508	179,128	178,978	175,931	174,903	174,086	173,551	173,097
65歳以上	47,541	49,000	49,736	51,120	53,440	55,594	57,211	58,445	59,279	59,875	60,233
総 数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	12.2%	12.0%	12.0%	11.9%	11.8%	11.7%	11.6%	11.5%	11.4%	11.3%	11.2%
15～64歳	69.8%	69.5%	69.3%	68.8%	68.0%	67.4%	66.7%	66.4%	66.1%	65.9%	65.8%
65歳以上	18.0%	18.5%	18.7%	19.4%	20.3%	20.9%	21.7%	22.2%	22.5%	22.7%	22.9%

※実績は住民基本台帳（各年4月1日現在）による。

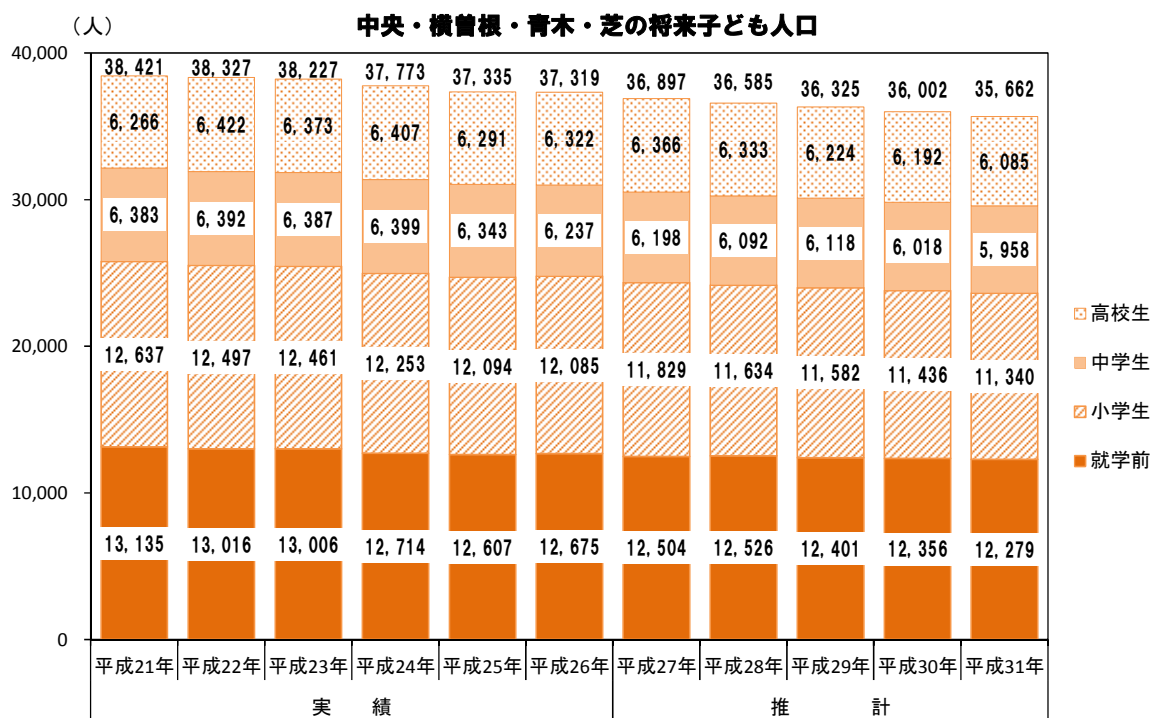
	実 績						推 計				
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
子ども人口	94,250	94,393	94,215	93,784	93,400	93,454	93,152	92,969	92,729	92,311	91,972
0	5,361	5,353	5,286	5,032	5,086	5,088	5,231	5,213	5,206	5,175	5,118
1	5,358	5,439	5,380	5,358	5,170	5,260	5,319	5,309	5,291	5,284	5,253
2	5,613	5,318	5,302	5,288	5,292	5,123	5,086	5,249	5,237	5,219	5,214
3	5,201	5,525	5,232	5,244	5,236	5,213	5,041	5,021	5,186	5,174	5,156
4	5,250	5,153	5,463	5,120	5,215	5,220	5,169	4,986	4,965	5,133	5,121
5	5,183	5,213	5,110	5,400	5,117	5,174	5,147	5,134	4,951	4,932	5,100
6	5,433	5,088	5,163	5,042	5,315	5,083	5,120	5,089	5,069	4,892	4,873
7	5,101	5,396	5,061	5,126	5,062	5,290	5,037	5,104	5,074	5,053	4,875
8	5,254	5,108	5,388	5,043	5,116	5,042	5,291	5,029	5,096	5,066	5,043
9	5,377	5,231	5,100	5,387	5,035	5,127	5,042	5,282	5,020	5,086	5,055
10	5,208	5,376	5,219	5,086	5,376	5,072	5,099	5,034	5,274	5,012	5,079
11	5,180	5,206	5,371	5,207	5,096	5,390	5,028	5,101	5,035	5,275	5,013
12	5,173	5,195	5,231	5,366	5,229	5,110	5,396	5,046	5,116	5,051	5,291
13	5,132	5,196	5,193	5,221	5,371	5,257	5,117	5,401	5,051	5,122	5,056
14	5,344	5,137	5,207	5,183	5,222	5,382	5,239	5,124	5,408	5,057	5,130
15	5,005	5,348	5,125	5,196	5,178	5,244	5,374	5,236	5,119	5,403	5,054
16	5,079	5,039	5,353	5,119	5,172	5,180	5,225	5,382	5,245	5,128	5,411
17	4,998	5,072	5,031	5,366	5,112	5,199	5,191	5,229	5,386	5,249	5,130
就学前	31,966	32,001	31,773	31,442	31,116	31,078	30,993	30,912	30,836	30,917	30,962
0～2歳	16,332	16,110	15,968	15,678	15,548	15,471	15,636	15,771	15,734	15,678	15,585
3～5歳	15,634	15,891	15,805	15,764	15,568	15,607	15,357	15,141	15,102	15,239	15,377
小学生	31,553	31,405	31,302	30,891	31,000	31,004	30,617	30,639	30,568	30,384	29,938
低学年	15,788	15,592	15,612	15,211	15,493	15,415	15,448	15,222	15,239	15,011	14,791
高学年	15,765	15,813	15,690	15,680	15,507	15,589	15,169	15,417	15,329	15,373	15,147
中学生	15,649	15,528	15,631	15,770	15,822	15,749	15,752	15,571	15,575	15,230	15,477
高校生	15,082	15,459	15,509	15,681	15,462	15,623	15,790	15,847	15,750	15,780	15,595
子ども人口の 対人口比	16.4%	16.4%	16.3%	16.2%	16.1%	16.0%	15.9%	15.8%	15.8%	15.7%	15.6%

※実績は住民基本台帳（各年4月1日現在）による。

【中央・横曽根・青木・芝】

中央・横曽根・青木・芝区域の0～17歳（各年4月1日現在）の子ども人口については、平成26年の37,319人から平成31年には35,662人にまで減少することが見込まれます。

このうち、就学前の子ども（0～5歳）については、同期間に12,675人から12,279人へと396人の減少、小学生（6～11歳）については12,085人から11,340人へと745人の減少、中学生（12～14歳）については6,237人から5,958人へと279人の減少、高校生（15～17歳）については6,322人から6,085人へと237人の減少が、それぞれ見込まれています。



	実 績						推 計				
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
子ども人口	38,421	38,327	38,227	37,773	37,335	37,319	36,897	36,585	36,325	36,002	35,662
0	2,278	2,177	2,308	2,133	2,183	2,252	2,176	2,163	2,152	2,132	2,103
1	2,230	2,258	2,159	2,292	2,167	2,228	2,178	2,165	2,152	2,141	2,121
2	2,220	2,199	2,171	2,072	2,203	2,108	2,104	2,111	2,098	2,085	2,076
3	2,152	2,149	2,130	2,098	1,995	2,128	2,035	2,039	2,045	2,032	2,019
4	2,129	2,124	2,130	2,039	2,061	1,948	2,091	1,991	1,996	2,003	1,990
5	2,126	2,109	2,108	2,080	1,998	2,011	1,920	2,057	1,958	1,963	1,970
6	2,155	2,060	2,074	2,029	2,000	1,956	1,966	1,863	1,994	1,899	1,904
7	1,968	2,129	2,042	2,025	2,020	1,984	1,910	1,941	1,839	1,969	1,874
8	2,130	1,965	2,127	2,019	2,008	2,004	1,961	1,896	1,927	1,825	1,955
9	2,142	2,128	1,959	2,115	2,016	1,999	2,001	1,957	1,891	1,923	1,820
10	2,093	2,127	2,124	1,953	2,090	2,032	1,992	1,989	1,946	1,879	1,912
11	2,149	2,088	2,135	2,112	1,960	2,110	1,999	1,988	1,985	1,941	1,875
12	2,082	2,185	2,114	2,141	2,126	1,978	2,106	2,019	2,007	2,005	1,959
13	2,099	2,097	2,174	2,096	2,132	2,126	1,973	2,098	2,012	2,000	1,998
14	2,202	2,110	2,099	2,162	2,085	2,133	2,119	1,975	2,099	2,013	2,001
15	2,051	2,215	2,098	2,082	2,146	2,097	2,128	2,114	1,970	2,094	2,008
16	2,130	2,072	2,215	2,090	2,059	2,138	2,082	2,130	2,117	1,974	2,097
17	2,085	2,135	2,060	2,235	2,086	2,087	2,156	2,089	2,137	2,124	1,980
就学前	13,135	13,016	13,006	12,714	12,607	12,675	12,504	12,526	12,401	12,356	12,279
0～2歳	6,728	6,634	6,638	6,497	6,553	6,588	6,458	6,439	6,402	6,358	6,300
3～5歳	6,407	6,382	6,368	6,217	6,054	6,087	6,046	6,087	5,999	5,998	5,979
小学生	12,637	12,497	12,461	12,253	12,094	12,085	11,829	11,634	11,582	11,436	11,340
低学年	6,253	6,154	6,243	6,073	6,028	5,944	5,837	5,700	5,760	5,693	5,733
高学年	6,384	6,343	6,218	6,180	6,066	6,141	5,992	5,934	5,822	5,743	5,607
中学生	6,383	6,392	6,387	6,399	6,343	6,237	6,198	6,092	6,118	6,018	5,958
高校生	6,266	6,422	6,373	6,407	6,291	6,322	6,366	6,333	6,224	6,192	6,085
子ども人口の 対人口比	14.6%	14.5%	14.4%	14.3%	14.2%	14.1%	14.0%	13.9%	13.8%	13.7%	13.6%

※実績は住民基本台帳（各年4月1日現在）による。

このうち、就学前の子ども（０～５歳）については、同期間に 9,470 人から 9,669 人へと 199 人の増加、小学生（６～１１歳）については 9,568 人から 9,522 人へと 46 人の減少、中学生（１２～１４歳）については 4,987 人から 4,772 人へと 215 人の減少、高校生（１５～１７歳）については 4,781 人から 4,901 人へと 120 人の増加が、それぞれ見込まれています。



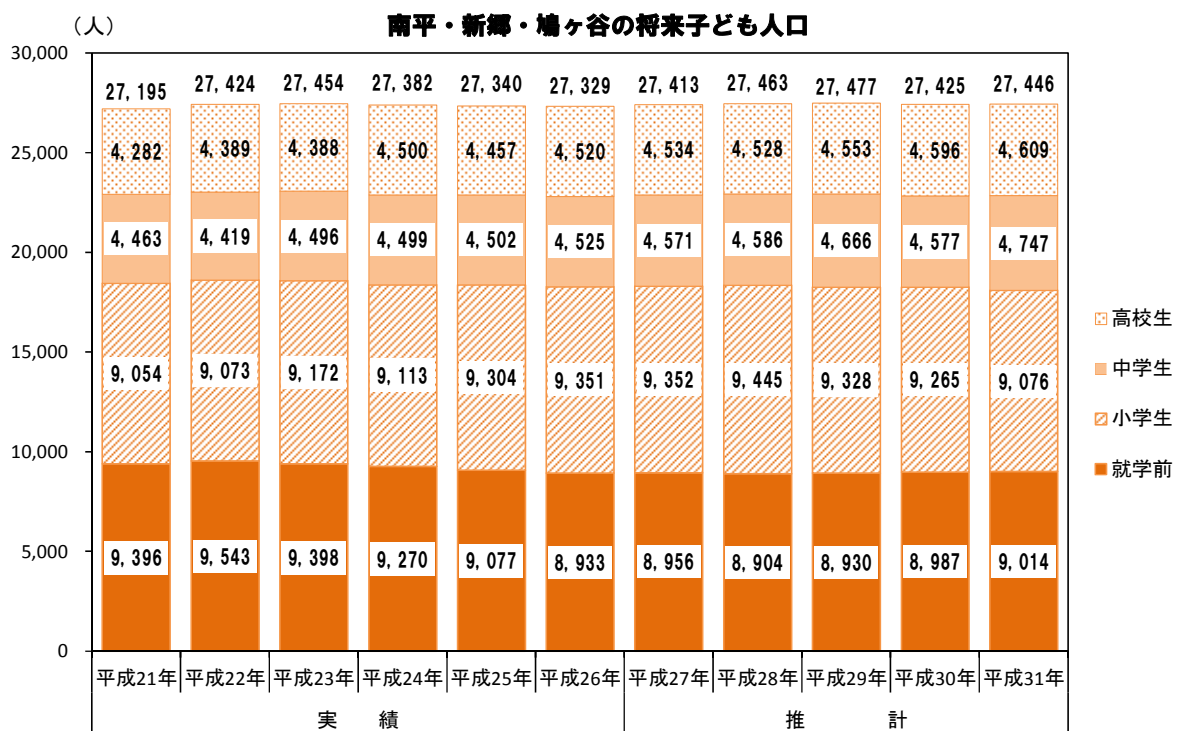
	実 績						推 計				
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
子ども人口	28,634	28,642	28,534	28,629	28,725	28,806	28,842	28,921	28,927	28,884	28,864
0	1,546	1,592	1,507	1,498	1,478	1,471	1,569	1,570	1,578	1,576	1,569
1	1,555	1,596	1,615	1,565	1,551	1,566	1,609	1,615	1,616	1,624	1,622
2	1,686	1,533	1,568	1,638	1,601	1,550	1,521	1,610	1,614	1,615	1,623
3	1,519	1,686	1,515	1,582	1,674	1,606	1,560	1,526	1,617	1,621	1,621
4	1,546	1,512	1,667	1,510	1,597	1,665	1,605	1,559	1,524	1,616	1,620
5	1,583	1,523	1,497	1,665	1,531	1,612	1,669	1,602	1,556	1,522	1,614
6	1,689	1,558	1,501	1,512	1,681	1,552	1,595	1,668	1,600	1,556	1,522
7	1,619	1,676	1,550	1,506	1,536	1,680	1,534	1,599	1,672	1,604	1,559
8	1,677	1,626	1,671	1,557	1,516	1,534	1,695	1,544	1,609	1,682	1,613
9	1,683	1,663	1,619	1,686	1,555	1,538	1,542	1,692	1,542	1,606	1,679
10	1,618	1,688	1,652	1,618	1,698	1,570	1,514	1,543	1,692	1,543	1,607
11	1,576	1,624	1,676	1,646	1,616	1,694	1,556	1,514	1,543	1,692	1,542
12	1,559	1,562	1,623	1,693	1,653	1,625	1,705	1,563	1,521	1,549	1,700
13	1,614	1,557	1,558	1,626	1,687	1,665	1,623	1,706	1,563	1,521	1,549
14	1,630	1,598	1,567	1,553	1,637	1,697	1,655	1,624	1,707	1,565	1,523
15	1,530	1,625	1,595	1,566	1,562	1,645	1,692	1,659	1,627	1,711	1,569
16	1,500	1,525	1,618	1,585	1,567	1,567	1,636	1,688	1,655	1,623	1,706
17	1,504	1,498	1,535	1,623	1,585	1,569	1,562	1,639	1,691	1,658	1,626
就学前	9,435	9,442	9,369	9,458	9,432	9,470	9,533	9,482	9,505	9,574	9,669
0～2歳	4,787	4,721	4,690	4,701	4,630	4,587	4,699	4,795	4,808	4,815	4,814
3～5歳	4,648	4,721	4,679	4,757	4,802	4,883	4,834	4,687	4,697	4,759	4,855
小学生	9,862	9,835	9,669	9,525	9,602	9,568	9,436	9,560	9,658	9,683	9,522
低学年	4,985	4,860	4,722	4,575	4,733	4,766	4,824	4,811	4,881	4,842	4,694
高学年	4,877	4,975	4,947	4,950	4,869	4,802	4,612	4,749	4,777	4,841	4,828
中学生	4,803	4,717	4,748	4,872	4,977	4,987	4,983	4,893	4,791	4,635	4,772
高校生	4,534	4,648	4,748	4,774	4,714	4,781	4,890	4,986	4,973	4,992	4,901
子ども人口の 対人口比	19.6%	19.4%	19.2%	19.1%	19.0%	18.8%	18.7%	18.6%	18.5%	18.3%	18.1%

※実績は住民基本台帳（各年4月1日現在）による。

【南平・新郷・鳩ヶ谷】

南平・新郷・鳩ヶ谷区域の0～17歳（各年4月1日現在）の子ども人口については、平成26年の27,329人から平成31年には27,446人にまで増加することが見込まれます。

このうち、就学前の子ども（0～5歳）については、同期間に8,933人から9,014人へと81人の増加、小学生（6～11歳）については9,351人から9,076人へと275人の減少、中学生（12～14歳）については4,525人から4,747人へと222人の増加、高校生（15～17歳）については4,520人から4,609人へと89人の増加が、それぞれ見込まれています。



	実 績						推 計				
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
子ども人口	27,195	27,424	27,454	27,382	27,340	27,329	27,413	27,463	27,477	27,425	27,446
0	1,537	1,584	1,471	1,401	1,425	1,365	1,486	1,480	1,476	1,467	1,446
1	1,573	1,585	1,606	1,501	1,452	1,466	1,532	1,529	1,523	1,519	1,510
2	1,707	1,586	1,563	1,578	1,488	1,465	1,461	1,528	1,525	1,519	1,515
3	1,530	1,690	1,587	1,564	1,567	1,479	1,446	1,456	1,524	1,521	1,516
4	1,575	1,517	1,666	1,571	1,557	1,607	1,473	1,436	1,445	1,514	1,511
5	1,474	1,581	1,505	1,655	1,588	1,551	1,558	1,475	1,437	1,447	1,516
6	1,589	1,470	1,588	1,501	1,634	1,575	1,559	1,558	1,475	1,437	1,447
7	1,514	1,591	1,469	1,595	1,506	1,626	1,593	1,564	1,563	1,480	1,442
8	1,447	1,517	1,590	1,467	1,592	1,504	1,635	1,589	1,560	1,559	1,475
9	1,552	1,440	1,522	1,586	1,464	1,590	1,499	1,633	1,587	1,557	1,556
10	1,497	1,561	1,443	1,515	1,588	1,470	1,593	1,502	1,636	1,590	1,560
11	1,455	1,494	1,560	1,449	1,520	1,586	1,473	1,599	1,507	1,642	1,596
12	1,532	1,448	1,494	1,532	1,450	1,507	1,585	1,464	1,588	1,497	1,632
13	1,419	1,542	1,461	1,499	1,552	1,466	1,521	1,597	1,476	1,601	1,509
14	1,512	1,429	1,541	1,468	1,500	1,552	1,465	1,525	1,602	1,479	1,606
15	1,424	1,508	1,432	1,548	1,470	1,502	1,554	1,463	1,522	1,598	1,477
16	1,449	1,442	1,520	1,444	1,546	1,475	1,507	1,564	1,473	1,531	1,608
17	1,409	1,439	1,436	1,508	1,441	1,543	1,473	1,501	1,558	1,467	1,524
就学前	9,396	9,543	9,398	9,270	9,077	8,933	8,956	8,904	8,930	8,987	9,014
0～2歳	4,817	4,755	4,640	4,480	4,365	4,296	4,479	4,537	4,524	4,505	4,471
3～5歳	4,579	4,788	4,758	4,790	4,712	4,637	4,477	4,367	4,406	4,482	4,543
小学生	9,054	9,073	9,172	9,113	9,304	9,351	9,352	9,445	9,328	9,265	9,076
低学年	4,550	4,578	4,647	4,563	4,732	4,705	4,787	4,711	4,598	4,476	4,364
高学年	4,504	4,495	4,525	4,550	4,572	4,646	4,565	4,734	4,730	4,789	4,712
中学生	4,463	4,419	4,496	4,499	4,502	4,525	4,571	4,586	4,666	4,577	4,747
高校生	4,282	4,389	4,388	4,500	4,457	4,520	4,534	4,528	4,553	4,596	4,609
子ども人口の 対人口比	16.6%	16.6%	16.6%	16.5%	16.5%	16.4%	16.4%	16.4%	16.3%	16.3%	16.3%

※実績は住民基本台帳（各年4月1日現在）による。

3 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、幼児期の教育・保育の量の見込み並びにそれに対する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることとなっています。

保育の必要の認定区分ごとに、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設などの確保の内容及び実施時期（確保方策）」を定めます。

（認定区分）

認定区分	定 義
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

〔量の見込みと提供体制〕

(単位:人)

			27年度				
			1号認定 (3-5歳)	2号認定(3-5歳)		3号認定(0-2歳)	
				教育ニーズ	保育ニーズ	1-2歳	0歳
(参考) 子ども数推計	中央、横曽根、青木、芝		6,046			4,282	2,176
	神根、安行、戸塚		4,834			3,130	1,569
	南平、新郷、鳩ヶ谷		4,477			2,993	1,486
	合 計		15,357			10,405	5,231
量 の 見 込 み	中央、横曽根、青木、芝		3,580	730	1,560	1,190	230
	神根、安行、戸塚		2,890	920	1,230	880	160
	南平、新郷、鳩ヶ谷		2,410	870	1,150	830	150
	合 計 ①		8,880	2,520	3,940	2,900	540
				6,460		3,440	
提 供 体 制 の 確 保 の 内 容 ・ 実 施 時 期	中央、横曽根、青木、芝	特定教育・保育施設	140		2,120	940	170
		確認を受けない幼稚園	4,950				
		特定地域型保育事業				140	40
		認可外保育施設				100	50
	神根、安行、戸塚	特定教育・保育施設	0		1,210	590	120
		確認を受けない幼稚園	3,040				
		特定地域型保育事業				200	50
		認可外保育施設				10	10
	南平、新郷、鳩ヶ谷	特定教育・保育施設	140		1,380	630	130
		確認を受けない幼稚園	3,445				
		特定地域型保育事業				40	10
		認可外保育施設				10	10
	合 計 ②		11,715		4,710	2,660	590
				4,710		3,250	
	② - ① (1号認定は2号認定の教育ニーズを含みます) (2号認定は保育ニーズの数値のみ)		315	770		-190	

(単位:人)

			28年度				
			1号認定 (3-5歳)	2号認定(3-5歳)		3号認定(0-2歳)	
				教育ニーズ	保育ニーズ	1-2歳	0歳
(参考) 子ども数推計	中央、横曽根、青木、芝		6,087			4,276	2,163
	神根、安行、戸塚		4,687			3,225	1,570
	南平、新郷、鳩ヶ谷		4,367			3,057	1,480
	合 計		15,141			10,558	5,213
量の見込み	中央、横曽根、青木、芝		3,610	690	1,640	1,260	230
	神根、安行、戸塚		2,800	840	1,250	940	160
	南平、新郷、鳩ヶ谷		2,350	790	1,150	880	150
	合 計 ①		8,760	2,320	4,040	3,080	540
提供体制の確保の内容・実施時期			6,360		3,620		
	中央、横曽根、青木、芝	特定教育・保育施設	140		2,180	960	170
		確認を受けない幼稚園	4,950				
		特定地域型保育事業				190	40
		認可外保育施設				100	50
	神根、安行、戸塚	特定教育・保育施設	0		1,390	670	120
		確認を受けない幼稚園	3,040				
		特定地域型保育事業				200	50
		認可外保育施設				10	10
	南平、新郷、鳩ヶ谷	特定教育・保育施設	140		1,430	670	140
		確認を受けない幼稚園	3,445				
		特定地域型保育事業				80	20
		認可外保育施設				10	10
	合 計 ②		11,715		5,000	2,890	610
			5,000		3,500		
	② - ① (1号認定は2号認定の教育ニーズを含みます) (2号認定は保育ニーズの数値のみ)		635	960		-120	

(単位:人)

			29年度				
			1号認定 (3-5歳)	2号認定(3-5歳)		3号認定(0-2歳)	
				教育ニーズ	保育ニーズ	1-2歳	0歳
(参考)子ども数推計	中央、横曽根、青木、芝		5,999			4,250	2,152
	神根、安行、戸塚		4,697			3,230	1,578
	南平、新郷、鳩ヶ谷		4,406			3,048	1,476
	合計		15,102			10,528	5,206
量の 見込み	中央、横曽根、青木、芝		3,550	620	1,730	1,260	230
	神根、安行、戸塚		2,800	770	1,310	940	160
	南平、新郷、鳩ヶ谷		2,370	730	1,210	880	150
	合 計 ①		8,720	2,120	4,250	3,080	540
				6,370		3,620	
提供体制の確保の内容・実施時期	中央、横曽根、青木、芝	特定教育・保育施設	660		2,240	1,000	170
		確認を受けない幼稚園	4,430				
		特定地域型保育事業				240	40
		認可外保育施設				100	50
	神根、安行、戸塚	特定教育・保育施設	0		1,560	770	130
		確認を受けない幼稚園	3,040				
		特定地域型保育事業				200	50
		認可外保育施設				10	10
	南平、新郷、鳩ヶ谷	特定教育・保育施設	140		1,480	690	140
		確認を受けない幼稚園	3,445				
		特定地域型保育事業				140	30
		認可外保育施設				10	10
	合 計 ②		11,715		5,280	3,160	630
				5,280		3,790	
	② - ① (1号認定は2号認定の教育ニーズを含みます) (2号認定は保育ニーズの数値のみ)		875		1,030		170

(単位:人)

			30年度				
			1号認定 (3-5歳)	2号認定(3-5歳)		3号認定(0-2歳)	
				教育ニーズ	保育ニーズ	1-2歳	0歳
へき地・子ども生活基盤	中央、横曽根、青木、芝		5,998			4,226	2,132
	神根、安行、戸塚		4,759			3,239	1,576
	南平、新郷、鳩ヶ谷		4,482			3,038	1,467
	合計		15,239			10,503	5,175
量の見込み	中央、横曽根、青木、芝		2,860	737	2,401	1,719	396
	神根、安行、戸塚		2,680	572	1,507	984	251
	南平、新郷、鳩ヶ谷		2,000	927	1,555	992	240
	合 計 ①		7,540	2,236	5,463	3,695	887
提供体制の確保の内容・実施時期				7,699		4,582	
	中央、横曽根、青木、芝	特定教育・保育施設	980		2,612	1,165	244
		確認を受けない幼稚園	4,110				
		特定地域型保育事業				386	94
		認可外保育施設				26	13
	神根、安行、戸塚	特定教育・保育施設	0		1,500	652	138
		確認を受けない幼稚園	3,040				
		特定地域型保育事業				252	71
		認可外保育施設				2	1
	南平、新郷、鳩ヶ谷	特定教育・保育施設	140		1,622	799	189
		確認を受けない幼稚園	3,445				
		特定地域型保育事業				117	31
		認可外保育施設				12	6
	合 計 ②		11,715		5,734	3,411	787
				5,734		4,198	
	② - ①		1,939	271		-384	
	(1号認定は2号認定の教育ニーズを含みます) (2号認定は保育ニーズの数値のみ)						

(単位:人)

			31年度				
			1号認定 (3-5歳)	2号認定(3-5歳)		3号認定(0-2歳)	
				教育コース	保育コース	1-2歳	0歳
へき地・子ども支援部	中央、横曽根、青木、芝		5,979			4,197	2,103
	神根、安行、戸塚		4,855			3,245	1,569
	南平、新郷、鳩ヶ谷		4,543			3,025	1,446
	合 計		15,377			10,467	5,118
量 の 見 込 み	中央、横曽根、青木、芝		2,820	740	2,419	2,031	500
	神根、安行、戸塚		2,650	687	1,518	1,164	317
	南平、新郷、鳩ヶ谷		1,990	986	1,567	1,173	304
	合 計 ①		7,460	2,413	5,504	4,368	1,121
				7,917		5,489	
提 供 体 制 の 確 保 の 内 容 ・ 実 施 時 期	中央、横曽根、青木、芝	特定教育・保育施設	980		3,377	1,573	346
		確認を受けない幼稚園	4,110				
		特定地域型保育事業				490	142
		認可外保育施設				26	13
	神根、安行、戸塚	特定教育・保育施設	0		1,905	868	192
		確認を受けない幼稚園	3,040				
		特定地域型保育事業				369	125
		認可外保育施設				2	1
	南平、新郷、鳩ヶ谷	特定教育・保育施設	140		2,072	1,039	249
		確認を受けない幼稚園	3,445				
		特定地域型保育事業				156	49
		認可外保育施設				12	6
	合 計 ②		11,715		7,354	4,535	1,123
					7,354		5,658
	② - ① (1号認定は2号認定の教育コースを含みます) (2号認定は保育コースの数値のみ)		1,842		1,850		169

〔提供体制確保の考え方〕

1号認定

- ・定員数は、現在の定員数を反映させたものです。
- ・量の見込みを確保できていない地区もあるが認定こども園及び幼稚園に関しては、地区を越えて利用しているので、市全体で確保方策を考えます。

2号認定教育ニーズ

- ・2号認定のニーズのうち幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定される者については、これに係る量の見込みに対応するものを1号認定の確保方策として考えます。
- ・幼稚園の長時間預かりの拡充を図ることにより、利用しやすい環境づくりに努めます。

2号認定保育ニーズ及び3号認定

- ・認可保育所、小規模保育事業所の整備、及び定員変更等により3,080名分の定員増を図ります。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地域子ども・子育て支援事業（13事業）の量の見込み並びにそれに対する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることとなっています。

本計画策定にあたり、利用状況等を踏まえ、定めた地域子ども・子育て支援事業（13事業）の量の見込み及び確保方策は次のとおりです。

※【 】内は川口市の事業名

（１）時間外保育事業【延長保育事業】

〔事業の概要〕

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

（単位：人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量 の 見 込 み	中央、横曽根、青木、芝	1,160	1,220	1,250	2,710	2,970
	神根、安行、戸塚	880	910	930	1,645	1,799
	南平、新郷、鳩ヶ谷	830	850	870	1,672	1,826
	合計①	2,870	2,980	3,050	6,027	6,595
提 供 体 制 の 確 保 の 内 容 ・ 実 施 時 期	中央、横曽根、青木、芝	1,160	1,220	1,250	2,710	2,970
	(か所)	37	38	39	74	99
	神根、安行、戸塚	880	910	930	1,645	1,799
	(か所)	22	25	28	48	66
	南平、新郷、鳩ヶ谷	830	850	870	1,672	1,826
	(か所)	27	28	29	42	55
	合計②	2,870	2,980	3,050	6,027	6,595
	(か所)	86	91	96	164	220
	②－①	0	0	0	0	0

〔確保方策の考え方〕

全保育所・小規模保育事業所において実施します。

(2) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）【留守家庭児童保育事業】

〔事業の概要〕

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

(単位:人)

		小学1～3年生				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
6 8 歳 児 数 推 計	中央、横曽根、青木、芝	5,837	5,700	5,760	5,693	5,733
	神根、安行、戸塚	4,824	4,811	4,881	4,842	4,694
	南平、新郷、鳩ヶ谷	4,787	4,711	4,598	4,476	4,364
	合計	15,448	15,222	15,239	15,011	14,791
量 の 見 込 み	中央、横曽根、青木、芝	1,300	1,300	1,300	1,250	1,250
	神根、安行、戸塚	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
	南平、新郷、鳩ヶ谷	1,150	1,150	1,150	1,100	1,100
	合計①	3,500	3,500	3,500	3,400	3,400
提 供 体 制 の 確 保 の 内 容 ・ 実 施 時 期	中央、横曽根、青木、芝	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
	(か所)	21	21	21	21	21
	神根、安行、戸塚	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
	(か所)	14	14	14	14	14
	南平、新郷、鳩ヶ谷	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150
	(か所)	17	17	17	17	17
	合計②	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
	(か所)	52	52	52	52	52
	②－①	0	0	0	100	100

(単位:人)

		小学4～6年生				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
9 11 歳 児 数 推 計	中央、横曽根、青木、芝	5,992	5,934	5,822	5,743	5,607
	神根、安行、戸塚	4,612	4,749	4,777	4,841	4,828
	南平、新郷、鳩ヶ谷	4,565	4,734	4,730	4,789	4,712
	合計	15,169	15,417	15,329	15,373	15,147
量 の 見 込 み	中央、横曽根、青木、芝	400	400	400	400	400
	神根、安行、戸塚	300	350	300	300	300
	南平、新郷、鳩ヶ谷	300	350	300	300	300
	合計①	1,000	1,100	1,000	1,000	1,000
提 供 体 制 の 確 保 の 内 容 ・ 実 施 時 期	中央、横曽根、青木、芝	400	400	400	400	400
	(か所)	21	21	21	21	21
	神根、安行、戸塚	300	350	350	350	350
	(か所)	14	14	14	14	14
	南平、新郷、鳩ヶ谷	300	350	350	350	350
	(か所)	17	17	17	17	17
	合計②	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100
	(か所)	52	52	52	52	52
	②－①	0	0	100	100	100

【確保方策の考え方】

待機児童がでないように、現在の保育室で不足する箇所については、必要な時期までに施設を確保できるよう、学校と調整のうえ、余裕教室の他にも特別教室の活用を図っていきます。

なお、放課後児童クラブに登録している児童を含む全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるよう、「放課後子ども総合プラン」を推進してまいります。学校への意向聴取や実施教室の運営スタッフの声等の聞き取りから総合的に検証を重ねるとともに、放課後児童クラブと放課後子供教室との連携の強化に努めます。具体的には、放課後子供教室の教室数を拡充しながら、放課後児童クラブとの一体型実施についても推進していきます。

今後も、放課後子供教室運営委員会や総合教育会議等において、総合的な放課後対策について協議・検討していきます。

(目標)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
放課後子供教室	18教室	19教室	21教室	23教室	28教室	33教室
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室	5教室	6教室	12教室	14教室	17教室	20教室

(3) 一時預かり事業（未就学児）

〔事業の概要〕

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、ファミリー・サポート・センター事業等において一時的に預かり、必要な保育等を行う事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

○幼稚園・認定こども園の一時預かり（1号認定による利用）

(単位:人日/年)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3 5 歳 児 数 推 計	中央、横曽根、青木、芝	6,046	6,087	5,999	5,998	5,979
	神根、安行、戸塚	4,834	4,687	4,697	4,759	4,855
	南平、新郷、鳩ヶ谷	4,477	4,367	4,406	4,482	4,543
	合計	15,357	15,141	15,102	15,239	15,377
量 の 見 込 み	中央、横曽根、青木、芝	15,740	15,740	15,740	15,740	15,740
	神根、安行、戸塚	8,860	8,860	8,860	8,860	8,860
	南平、新郷、鳩ヶ谷	10,700	10,700	10,700	10,700	10,700
	合計①	35,300	35,300	35,300	35,300	35,300
提 供 体 制 の 確 保 の 内 容 ・ 実 施 時 期	中央、横曽根、青木、芝	13,640	14,170	14,690	15,220	15,740
	(か所)	16	16	17	17	17
	神根、安行、戸塚	7,680	7,980	8,270	8,570	8,860
	(か所)	9	9	9	10	11
	南平、新郷、鳩ヶ谷	9,280	9,630	9,990	10,340	10,700
	(か所)	14	14	14	14	14
	合計②	30,600	31,780	32,950	34,130	35,300
	(か所)	39	39	40	41	42
	②－①	-4,700	-3,520	-2,350	-1,170	0

○認定こども園の一時預かり（２号認定による利用）

（単位：人日／年）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3 5 歳 児 数 推 計	中央、横曽根、青木、芝	6,046	6,087	5,999	5,998	5,979
	神根、安行、戸塚	4,834	4,687	4,697	4,759	4,855
	南平、新郷、鳩ヶ谷	4,477	4,367	4,406	4,482	4,543
	合計	15,357	15,141	15,102	15,239	15,377
量 の 見 込 み	中央、横曽根、青木、芝	56,580	56,580	56,580	56,580	56,580
	神根、安行、戸塚	68,870	68,870	68,870	68,870	68,870
	南平、新郷、鳩ヶ谷	69,650	69,650	69,650	69,650	69,650
	合計①	195,100	195,100	195,100	195,100	195,100
提 供 体 制 の 確 保 の 内 容 ・ 実 施 時 期	中央、横曽根、青木、芝	49,040	50,920	52,810	54,690	56,580
	(か所)	16	16	17	17	17
	神根、安行、戸塚	59,690	61,990	64,280	66,580	68,870
	(か所)	9	9	9	10	11
	南平、新郷、鳩ヶ谷	60,370	62,690	65,010	67,330	69,650
	(か所)	14	14	14	14	14
	合計②	169,100	175,600	182,100	188,600	195,100
	(か所)	39	39	40	41	42
	②－①	-26,000	-19,500	-13,000	-6,500	0

○一時保育事業（保育所）

○ファミリー・サポート・センター事業

○子どものトワイライトステイ事業

（単位：人日／年）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量 の 見 込 み	中央、横曽根、青木、芝	4,900	4,800	4,900	4,800	4,800
	神根、安行、戸塚	5,450	5,450	5,450	5,550	5,550
	南平、新郷、鳩ヶ谷	3,450	3,550	3,450	3,450	3,450
	合計①	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800
提 供 体 制 の 確 保 の 内 容 ・ 実 施 時 期	中央、横曽根、青木、芝	4,900	4,800	4,900	4,800	4,800
	神根、安行、戸塚	5,450	5,450	5,450	5,550	5,550
	南平、新郷、鳩ヶ谷	3,450	3,550	3,450	3,450	3,450
	合計②	13,800	13,800	13,800	13,800	13,800
	②－①	0	0	0	0	0

〔確保方策の考え方〕

○幼稚園・認定こども園の一時預かり（1号認定による利用）

○認定こども園の一時預かり（2号認定による利用）

実績をもとに、平成27年度から2割増の量を見込むが、私立幼稚園協会と相談の上、5か年での量の見込みを確保できるよう設定します。

○一時保育事業（保育所）

市内の公立保育所5か所、公設民営保育所2か所、民間保育所5か所において一時的に就学前児童を預かります。

○ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業においては、平成27年度よりアドバイザーを増員し、実施件数を確保します。

○子どものトワイライトステイ事業

トワイライトステイ事業においては、市内に1か所5名の定員を確保しており、利用状況については、現在1名の利用に留まっています。一方、量の見込み調査では、利用ニーズは「なし」との回答を得ていることから、費用対効果等、総合的な判断として地区ごとに施設を設置するのではなく、現状維持の量の確保とします。

（４）病児・病後児保育事業【病児・病後児保育事業、緊急サポートセンター事業】**〔事業の概要〕**

病児・病後児について、医療機関に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

(単位: 人日／年)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量 の 見 込 み	中央、横曽根、青木、芝	570	570	570	570	570
	神根、安行、戸塚	380	380	380	380	380
	南平、新郷、鳩ヶ谷	380	380	380	380	380
	合計①	1,330	1,330	1,330	1,330	1,330
提 供 体 制 の 確 保 の 内 容 ・ 実 施 時 期	中央、横曽根、青木、芝	870	870	870	870	870
	(か所)	2	2	2	2	2
	神根、安行、戸塚	25	25	380	380	380
	(か所)	0	0	1	1	1
	南平、新郷、鳩ヶ谷	25	25	25	25	380
	(か所)	0	0	0	0	1
	合計②	920	920	1,275	1,275	1,630
	(か所)	2	2	3	3	4
	②－①	-410	-410	-55	-55	300

〔確保方策の考え方〕

病気やけがのお子さんを預かることから、医療機関の協力が不可欠であるため、開設していただけるように医師会への協力依頼を続けます。しかし、現在開設予定がないことや開設には一定の期間が必要なため、平成29年度及び31年度にそれぞれ1か所開設とし見込み量の確保に努めます。

(5) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

〔事業の概要〕

小学生の児童を有する子育て中の保護者において、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者を会員として、その相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

(単位:人日/週)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量 の 見 込 み	中央、横曽根、青木、芝	30	30	30	30	31
	神根、安行、戸塚	25	25	26	26	26
	南平、新郷、鳩ヶ谷	25	25	24	24	23
	合計①	80	80	80	80	80
内 容 ・ 実 施 時 期 の 確 保 の	中央、横曽根、青木、芝	30	30	30	30	31
	神根、安行、戸塚	25	25	26	26	26
	南平、新郷、鳩ヶ谷	25	25	24	24	23
	合計②	80	80	80	80	80
	②－①	0	0	0	0	0

〔確保方策の考え方〕

ファミリー・サポート・センター事業においては、平成27年度よりアドバイザーを増員し、実施件数を確保します。

（６）子育て短期支援事業【子どものショートステイ事業】**〔事業の概要〕**

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））です。

〔量の見込みと確保方策〕

（単位：人日／年）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量 の 見 込 み	中央、横曽根、青木、芝	3	3	3	3	3
	神根、安行、戸塚	3	3	3	3	3
	南平、新郷、鳩ヶ谷	4	4	4	4	4
	合計①	10	10	10	10	10
内 容 ・ 実 施 時 期 提 供 体 制 の 確 保 の	中央、横曽根、青木、芝	3	3	3	3	3
	神根、安行、戸塚	3	3	3	3	3
	南平、新郷、鳩ヶ谷	4	4	4	4	4
	合計②	10	10	10	10	10
	（か所）	2	2	2	2	2
	②－①	0	0	0	0	0

〔確保方策の考え方〕

市内に１か所、市外に１か所の計２か所の施設を確保しており、利用状況については、過去に１名７人日の利用がありましたが、直近２年間の利用実績がない状況となっています。一方、量の見込み調査では、直接的な当該事業に係る利用ニーズは「なし」との回答を得ていることから現状維持の量の確保とします。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【地域子育て支援センター、つどいの広場事業、おやこの遊びひろば事業】

〔事業の概要〕

乳幼児及びその保護者が気軽に集い相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の発信、助言、その他の援助を行う事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

(単位:人回/年)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量 の 見 込 み	中央、横曽根、青木、芝	73,800	73,600	73,500	73,400	73,400
	神根、安行、戸塚	55,400	55,600	55,700	55,800	55,800
	南平、新郷、鳩ヶ谷	55,800	55,800	55,800	55,800	55,800
	合計①	185,000	185,000	185,000	185,000	185,000
提 供 体 制 の 確 保 の 内 容 ・ 実 施 時 期	中央、横曽根、青木、芝	65,300	65,300	68,000	70,700	73,400
	(か所)	21	21	21	21	21
	神根、安行、戸塚	54,200	54,200	54,700	55,200	55,800
	(か所)	16	16	16	16	16
	南平、新郷、鳩ヶ谷	51,200	53,200	54,000	55,000	55,800
	(か所)	15	15	15	15	15
	合計②	170,700	172,700	176,700	180,900	185,000
	(か所)	52	52	52	52	52
	②－①	-14,300	-12,300	-8,300	-4,100	0

〔確保方策の考え方〕

平成27年度は、おやこの遊びひろばの1会場において実施時間の延長を実施します。
また、民間保育所により1施設が新設されます。

平成28年度は、鳩ヶ谷こども館において、開催日数・時間を拡充します。

平成29年度以降は、既存施設の実施時間延長や、既設の公共施設等による実施箇所拡充を検討していきます。

(8) 利用者支援事業**[事業の概要]**

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づく情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施する事業です。

[量の見込みと確保方策]

(単位:か所)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量 の 見 込 み	中央、横曽根、青木、芝	1	1	1	3	3
	神根、安行、戸塚	1	1	1	2	2
	南平、新郷、鳩ヶ谷	1	1	1	3	3
	合計①	3	3	3	8	8
提 供 体 制 の 確 保 の 内 容 ・ 時 期	中央、横曽根、青木、芝	1	1	3	3	3
	神根、安行、戸塚	0	1	2	2	2
	南平、新郷、鳩ヶ谷	1	1	3	3	3
	合計②	2	3	8	8	8
	②－①	-1	0	5	0	0

[確保方策の考え方]

平成 27 年度より「子育てサポートプラザ（中央地区）」、「子育てひろばポッポ♡（鳩ヶ谷地区）」において、平成 28 年度より「戸塚児童センター（戸塚地区）」において利用者支援事業を開始。

平成 29 年度から、保健センター、鳩ヶ谷分室、戸塚、青木、南平保健ステーションに非常勤の保健師等を配置し、母子保健型の利用者支援事業を実施いたします。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業【乳児家庭全戸訪問事業、新生児訪問事業】

〔事業の概要〕

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳児数推計	中央、横曽根、青木、芝	2,176	2,163	2,152	2,132	2,103
	神根、安行、戸塚	1,569	1,570	1,578	1,576	1,569
	南平、新郷、鳩ヶ谷	1,486	1,480	1,476	1,467	1,446
	合計	5,231	5,213	5,206	5,175	5,118
量の見込み	中央、横曽根、青木、芝	2,173	2,173	2,173	2,132	2,132
	神根、安行、戸塚	1,431	1,431	1,431	1,404	1,404
	南平、新郷、鳩ヶ谷	1,696	1,696	1,696	1,664	1,664
	合計①	5,300	5,300	5,300	5,200	5,200
内容・実施時期の確保	中央、横曽根、青木、芝	2,173	2,173	2,173	2,132	2,132
	神根、安行、戸塚	1,431	1,431	1,431	1,404	1,404
	南平、新郷、鳩ヶ谷	1,696	1,696	1,696	1,664	1,664
	合計②	5,300	5,300	5,300	5,200	5,200
	②－①	0	0	0	0	0

〔確保方策の考え方〕

児童福祉法に基づき、生後概ね4か月までの乳児のいる全ての家庭を、訪問することが法的事業として位置付けられていることから、人口推計に基づく量の見込みの実数を設定しています。

(10) 養育支援訪問事業【養育支援訪問】**〔事業の概要〕**

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師及び助産師、ヘルパー等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援する事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量 の 見 込 み	中央、横曽根、青木、芝	115	125	66	72	78
	神根、安行、戸塚	105	110	90	100	108
	南平、新郷、鳩ヶ谷	70	75	44	48	54
	合計①	290	310	200	220	240
内 容 ・ 実 施 時 期 提 供 体 制 の 確 保 の	中央、横曽根、青木、芝	115	125	66	72	78
	神根、安行、戸塚	105	110	90	100	108
	南平、新郷、鳩ヶ谷	70	75	44	48	54
	合計②	290	310	200	220	240
	②－①	0	0	0	0	0

〔確保方策の考え方〕

平成 28 年度までは、定期的に継続して訪問している家庭を対象として計上していましたが、平成 29 年度からは、要保護児童対策地域協議会で決定した家庭を対象として計上します。平成 27 年度、28 年度前期の実績から 200 人を見込み、年間 20 人ずつの増加とします。

(11) 妊婦健康診査

〔事業の概要〕

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

〔量の見込みと確保方策〕

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳児数推計	中央、横曽根、青木、芝	2,176	2,163	2,152	2,132	2,103
	神根、安行、戸塚	1,569	1,570	1,578	1,576	1,569
	南平、新郷、鳩ヶ谷	1,486	1,480	1,476	1,467	1,446
	合計	5,231	5,213	5,206	5,175	5,118
量の見込み	中央、横曽根、青木、芝	2,500	2,500	2,500	2,475	2,450
	神根、安行、戸塚	1,600	1,600	1,600	1,575	1,550
	南平、新郷、鳩ヶ谷	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
	合計①	5,500	5,500	5,500	5,450	5,400
提供体制の確保の内容・実施時期	中央、横曽根、青木、芝	2,500	2,500	2,500	2,475	2,450
	神根、安行、戸塚	1,600	1,600	1,600	1,575	1,550
	南平、新郷、鳩ヶ谷	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
	合計②	5,500	5,500	5,500	5,450	5,400
	②－①	0	0	0	0	0

〔確保方策の考え方〕

妊娠届を提出した妊婦の方に受診を勧奨していることから、人口推計に基づく量の見込みの実数を設定しています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

[事業の概要]

幼稚園や保育所等を利用する際には、施設により保育料のほか教育・保育に必要な教材費等の保護者負担が生じることが想定されます。

そのために、保護者の世帯所得の状況等を勘案し、保護者の負担軽減を図るため、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、又は、行事への参加に要する費用等を助成することを目的とした事業です。

[確保方策の考え方]

国の動向を注視しつつ、実施に向けて検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

[事業の概要]

待機児童を解消するためには、待機児童解消加速化プランに基づく受け皿の確保や、地域の保育ニーズに沿った施設整備を図っていく必要があります。

本事業は、その際、多様な事業者の能力の活用が十分図られるよう、事業者の参入促進に関する調査研究や設置・運営を支援することを目的とした事業です。

[確保方策の考え方]

市内各地域における教育・保育ニーズの把握に努め、ニーズに対応する多様な事業者の能力を活用した施設整備が図られるよう調査研究を行います。

また、施設整備を促進するために、国・県の補助金等の制度を活用することも含め、事業者に対する助言・指導などの支援策を講じます。

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であり、また、直接的・具体的な活動を通して、学習意欲の基礎となる好奇心や探究心を培い、小学校以降の教育へ繋げていく時期でもあります。このことから、小学校就学前の子どもの教育の中核を担っている幼稚園や養護と教育を一体的に実施している保育所が果たしている役割は重要なものとなっています。

一方で、近年の核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、子どもの育ちをめぐる環境や家庭における親の子育て環境が変化しており、祖父母や地域住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。

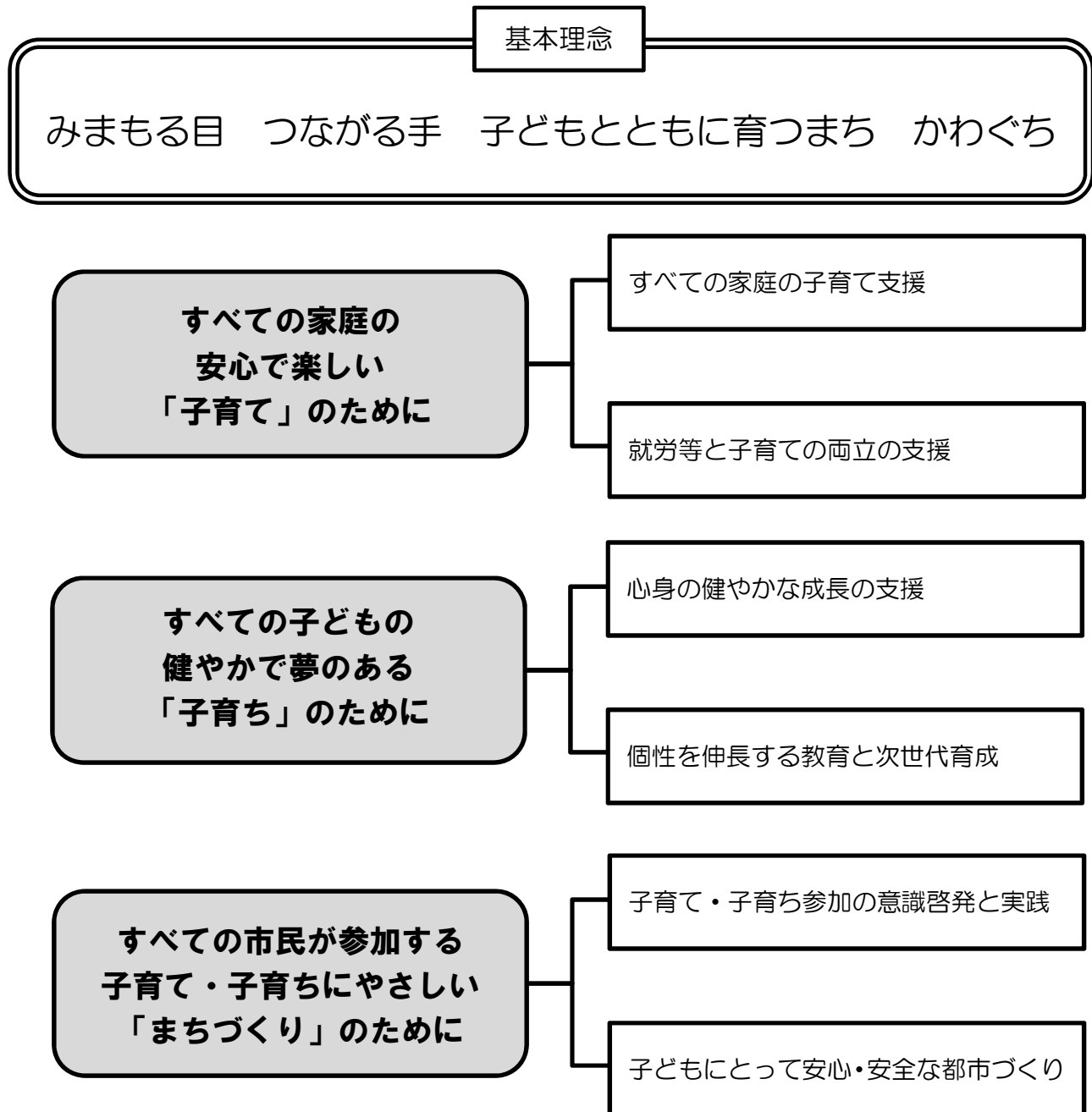
このような状況において、幼稚園と保育所の特徴や機能を併せ持つことによる教育と保育を一体的に行い、かつ、地域の子育て支援も行っていく認定こども園の普及は、極めて重要であると考えています。

本市では、既存の幼稚園や保育所が有する機能を効果的に活用した上で、認定こども園の設置について、地域の需要と供給のバランスを踏まえ、設置希望者に対し適切な助言や支援を行うことにより、普及・促進を図ってまいります。

第5章 総合的な施策の展開

本計画は、「次世代育成支援行動計画」における基本理念や基本目標について継承していく計画としても位置づけられる計画です。

したがって、本計画では、「子ども・子育て支援事業計画」において制度的に求められる事業だけでなく、より総合的な観点から子ども・子育て支援を推進していくため、継承した基本目標それぞれについて、取り組みの方向性を示すものとします。



1 すべての家庭の安心で楽しい「子育て」のために

子育ての不安感・負担感の増大、子どもを巻き込んだ犯罪の増加は、大きな問題となっており、子育て家庭の支援においては、まず安心を提供することが必要となります。加えて、子育てを楽しんでいることができ、子どもを生み育てることに積極的になれるような環境を作っていくことも重要です。

共働き家庭や様々な問題を抱えた家庭だけでなく、子育て中に生じる不安感・負担感を持ったすべての家庭に対しての支援が必要です。

(1) すべての家庭の子育て支援

子どもが生まれ育つ基本的な場である家庭において、子どもが安心してゆとりある生活を送ることができるよう、子育て支援に関する情報提供にはじまり、相談や指導、子育てに関する学習機会や子育て家庭同士の交流や仲間づくり、といった多様な形態において総合的に支援し、親の状況や子どもの障がいの有無などに関わらず、あらゆる子育て家庭に対して川口市全体で支援をしていきます。

また、市民の協働による子育てが活発に行われるよう、ファミリー・サポート・センター事業など市民の子育て支援活動を推進していきます。

子育てをしていく上では、親の病気や、冠婚葬祭など、子どもを家庭で保育することが一時的に困難になる場合があります。こうした場合のニーズにこたえられるように、子どもを一時的に預かることのできる子育て短期支援事業などのサービスを充実します。

また、保護者が就労している場合等において、児童が病気または病気の回復期であり、集団保育もしくは自宅での育児が困難な期間、医師の許可のもと専門の施設で預かることのできる病児・病後児保育事業の充実を図ります。

さらに、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする地域の子育て支援拠点（地域子育て支援センター、つどいの広場事業、おやこの遊びひろば事業など）を整備することや、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳幼児家庭全戸訪問事業、養育支援が特に必要な家庭に対する養育支援訪問事業など、様々な方法を組み合わせた子育て支援を行っていきます。

子育て家庭の経済的負担を軽減するために経済的支援を行い、家庭の経済状況によって、子どもの受ける教育、福祉、医療などに格差が生じないように、必要とする家庭については経済的な支援を行います。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成26年1月17日施行）において、地方公共団体の責務として「基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること」とされていること等を踏まえ、県の策定する「子どもの貧困対策計画」との連携を図ります。

（２）就労等と子育ての両立の支援

産後の休業及び、育児休業中の保護者には、休業中においても情報提供や相談を行い、休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保を行い、妊娠・出産・子育てを契機として就労を中断せずに、仕事と子育ての両立が図れることを目標とした支援策を推進していきます。

また、通常保育事業を行う保育所等を整備していくとともに、多様な保育ニーズに対応するため、延長保育事業、ひとり親家庭などを対象とするトワイライトステイ事業、障害児保育や放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の障がい児の受け入れの拡充などについても、ニーズ量を見ながら充実させていきます。

2 すべての子どもの健やかで夢のある「子育て」のために

子どもは自ら“育つ力”を持ち、心身ともに健やかに成長していく権利、そのような環境を与えられる権利を持っています。子どもたち自身の成長能力を信頼し、主体的な「子育て」を応援する、それにふさわしい環境を整備していくことが重要です。

また、低成長・成熟経済の時代を迎え、少なくとも今後半世紀にわたって人口の減少と本格的な高齢社会を経験する現代においてはことさら、子どもが未来に夢を持てるような社会を、地域から築いていくことが重要となります。

さらに、今日の子育ち支援においては、性別はいうまでもなく、国籍や障がいの有無に関わらずすべての子どもを、等しく普遍的に対象とすることも重要です。外国籍の子ども、障がいを持つ子ども、様々な家庭環境の子どもを、すべて同じ「かわぐちっ子」として応援していかなければなりません。

（１）心身の健やかな成長の支援

心身の健康は、子どもとその保護者にとって充実した生活の基本です。子どもや妊婦・保護者を対象に、母子健康手帳の交付、各種健康診査、教室・相談・指導、医療体制の整備や医療費助成などの事業により、子どもや妊婦・保護者の健康の確保・増進、保護者の子育て不安の軽減を図るとともに、望ましい食習慣の定着により、「食」を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりがなされ、心身の健全育成を図れるように子どもの成長に応じた食育を地域全体で推進します。

障がい児や障がい児のいる家庭が、ごく自然に地域の仲間として共生していけるよう、「ノーマライゼーション」の理念のもとに、障がい児の健全な発育・発達支援、その保護者・家族の支援を「川口市障害福祉計画」と整合性をとりながら推進していきます。

（２）個性を伸長する教育と次世代育成

教育とは、学校教育だけで担うものではなく、家庭や地域の中で、次代を担う人間として、求められる知力や体力、主体性や協調性、問題解決能力を身につけていくことが必要です。家庭、学校、地域の連携をさらに推進していきます。

障がい児に対しては、障がいの特性や程度に応じて、一人ひとりの個性を伸ばし、持てる力を最大限に発揮できるよう、特別支援教育と就学相談の充実を図ります。

また、子どもが成長し、家庭を持ち親となるためには就労して経済的基盤を築くことが必要となります。働く意欲や能力の高揚、職業的自立の促進に向けて、相談・助言、就職情報の提供に努め、若年者の就業促進に向けた雇用対策事業を推進していきます。

さらに、児童生徒の放課後等の安全・安心な居場所づくりとしては、放課後子供教室、放課後児童クラブ、児童センターなどがあり、放課後子供教室におきましては、今後、市内各小学校への設置を目指すとともに活動プログラムの充実や指導員の資質向上のため

の研修等に努めてまいります。また、子どもの健全育成に関しても、子どもたちが自ら育つ力を発揮し、心身ともに健やかに成長できる地域づくり、いわゆる「子育て」の環境整備として、ますます重要になっています。学校教育はもとより、子どもたちの自主性・創造性・社会性を高めるための児童センター事業やアドベンチャープレイ事業などの集いの場、学ぶ場を提供して、子どもの健全育成を図る必要があります。今後、児童センター事業など様々な施策の充実に努めます。

3 すべての市民が参加する子育て・子育てにやさしい 「まちづくり」のために

子育ての不安感・負担感の多くは、子育てが家庭内に閉ざされ孤立しているという状況が原因と考えられます。こうした不安感・負担感を和らげるためには、地域社会が子育て・子育てを見守り支えること、親子が家庭の外へ積極的に出ていけるような環境を整備することが必要です。

ソフトの面（人々の意識）でもハードの面（公共施設などの整備）でも、子育て・子育てにやさしい地域社会を築いていくことが重要となります。こうしたまちづくりは、すべての市民が参加し、行政と市民との協働が促進されて初めて推進することができるものです。

（１）子育て・子育て参加の意識啓発と実践

近年、児童虐待、体罰やいじめなど、子どもの権利侵害が後を絶ちません。子どもは社会の中で尊重され育まれるべき一個人であるとの認識を社会全体で共有し、子どもも含めた市民の権利擁護に対する普及啓発を推進していきます。

特に子どもの権利擁護に関する意識啓発と実践については、児童虐待を未然に防止するため、早期発見する目的とした「要保護児童対策地域協議会」を組織しています。要保護児童等の発見から通報、相談までの流れのなかで、適切なサポートを行う体制をさらに強化していきます。

また、児童相談所との連携強化を図るとともに、「教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル」（作成：埼玉県・埼玉県教育委員会）に基づく円滑かつ適切な対応に努めます。

少子・高齢化が急速に進むなか、社会で男女がともに個性と能力を活かし、職場と家庭の活動をバランス良く両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスへの対応が求められます。多様な働き方を選ぶことができるよう、また仕事と家庭が両立できるよう、固定的な性別役割分担意識の解消を図るとともに、男女が働きやすく、協力して家庭を築き、子どもを育てる環境づくりなど、事業者側の理解が促進されるように、労働教養講座の開催や妊娠期にある女性が安心して就労することができるよう情報誌の発行により啓発し、「川口市男女共同参画計画」と整合性をとりながら推進します。

また、子育て家庭が孤立化しないよう、地域全体で子育て家庭を見守り、必要な時には手を差し延べる意識を一人ひとりが持てるよう、市民への意識啓発を行うとともに、地域の子育て支援活動への参加をさらに促進し、地域の子育て力を高めていきます。

(2) 子どもにとって安心・安全な都市づくり

子どもが家庭や地域で安全に暮らすことができ、安心して健やかに成長していけるよう、子どもにやさしい住宅・居住空間を整備するとともに、住宅困窮世帯などに対してはニーズに応じた住宅の供給を推進します。

「子どもにやさしいまちづくり」は高齢者や障がい者を含むすべての人が安心して生活し、自らの意思で自由に移動できるまちづくりともなります。

子育て家庭のニーズや地域性を見据えながら、公共施設などのユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリー化や安全な遊び場の確保、防犯設備の充実など、子どもや親が安心して外出できる環境、子どもが安全に遊んだり過ごしたりすることができる環境を整備していきます。

第6章 計画の推進

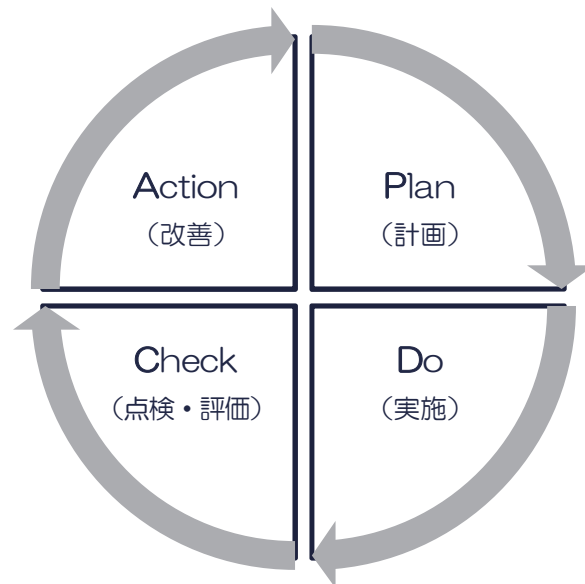
1 計画の点検・評価

事業計画策定後には、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の推進に努めます。

また、本計画に基づく施策を推進するため、川口市子ども・子育て会議において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況について点検・評価します。

点検・評価の主たる対象は、子ども・子育て支援法に基づく事業であるとともに、計画期間中の各年度における目標事業量を定めた、幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制並びに地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制とします。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度（平成 29 年度）を目安として、計画の見直しを検討します。



2 子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第 77 条に基づき、条例により設置した「川口市子ども・子育て会議」について、本計画期間中の各年度においても開催するものとします。

委員は、児童福祉分野の知識経験者、保育・児童教育関係者、保健・医療関係者、市民代表など様々な分野から構成されています。

子ども・子育て会議においては、計画の点検・評価の結果等について、検討していただくものとします。

3 地域や関係機関との連携

(1) 市民や関係団体等との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政のみならず、教育・保育施設関係者、小学校、その他子育てに関わる関係団体や関係機関を含めて社会全体が連携することが必要です。

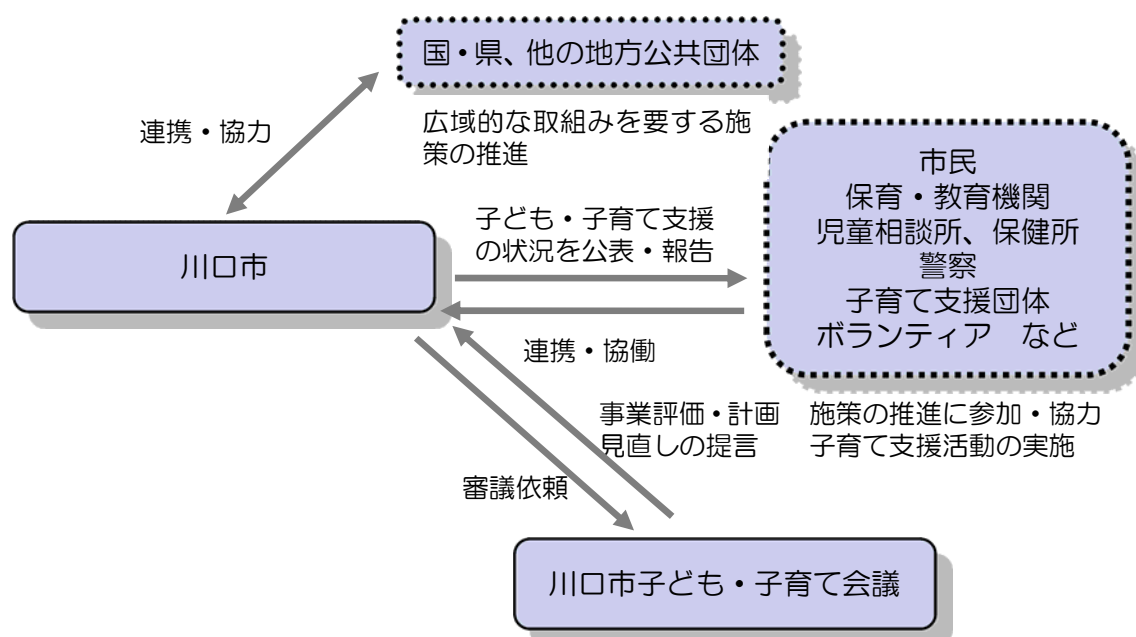
本計画の推進にあたっては、幼稚園、保育所等をはじめ、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を行う事業者及び関係団体・関係機関などとの連携を深め、情報の共有を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・学校・企業・行政それぞれが、子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わるさまざまな施策を計画的・総合的に推進します。

(2) 地域の人材の確保と連携

子育てに関する市民の多様なニーズに対応するため、幼稚園教諭、保育士等の子育てに関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、高齢者の方など地域のさまざまな子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

(3) 市民・企業等の参加・参画の推進

社会全体で子育てを支援するためには、市民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。計画について広報等により市民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、市民参加型のサービスの拡充など、地域による取組みを支援し、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加・参画を推進します。



4 国・県との連携

本計画の推進にあたっては、「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」等の法制度の趣旨を踏まえるとともに、県が策定する「埼玉県子育て応援行動計画」における各種施策等との整合を図るなど、国や県と連携した取り組みを進めます。

資料編

1 川口市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子どもの健やかな成長のための環境の整備並びに子ども及び子どもの保護者に対する支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項について調査審議させるため、川口市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項第1号から第3号までに掲げる事務
- (2) 市長の諮問に応じて、子ども・子育て支援法第77条第1項第4号に規定する子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項に規定する市町村行動計画の策定及びその推進に関し必要な事項を調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市内の民間団体から選出された者
- (3) 知識経験者
- (4) 学識経験者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席及び資料の提出)

第8条 子ども・子育て会議は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(部会)

第9条 子ども・子育て会議は、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、子ども・子育て会議の委員のうちから会長が指名する者及び次条の規定により部会に置かれる特別委員をもって組織する。

3 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会における審議の状況及び結果を子ども・子育て会議に報告するものとする。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 部会が、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

7 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

(特別委員)

第10条 部会に、特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、当該特別の事項について専門的知識を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに、解任されるものとする。

(庶務)

第11条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の後最初に委嘱される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

2 川口市子ども・子育て会議 委員名簿

区 分	団 体 名 等	氏 名	備 考
学識経験者	明治学院大学	松原 康雄	会 長
	子どもの領域研究所	尾木 まり	副会長
知識経験者	埼玉県南児童相談所	榎本 淳一	
	川口市立小学校長会	加藤 修	
	川口市立医療センター	山南 貞夫	
	埼玉県助産師会川口地区	臼倉 早苗	
市内の民間 団体から選 出された者	川口市私立幼稚園協会	浅沼 良臣	
	認可私立保育園	松枝 洋一	
	川口市民生委員児童委員協議会	庵地 眞見	
	川口市民生委員児童委員協議会	綿引 とき江	
	川口商工会議所	一色 武己	
	連合埼玉川口・戸田・蕨地域協議会	中村 純司	
	川口市社会福祉協議会	関根 仁	
市 民	公募委員	小松 秀人	
	公募委員	中島 千鶴子	

3 計画策定の経緯

	年月日	議 事
平成 25 年 度	平成 25 年 10 月 10 日 (木)	第 1 回川口市子ども・子育て会議 議題 1：川口市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査票案について 2：今後の予定について
	平成 25 年 11 月 14 日 (木)	第 2 回川口市子ども・子育て会議 議題 1：川口市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査票案の修正 について 2：今後の予定について
	平成 25 年 11 月 28 日 (木) ～平成 25 年 12 月 16 日 (月)	川口市子ども・子育て支援に関するニーズ調査（就学前・小学生用）の実施
	平成 26 年 3 月 19 日 (水)	第 3 回川口市子ども・子育て会議 議題 1：川口市子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果の概要について 2：教育保育提供区域について 3：今後の予定について
平成 26 年 度	平成 26 年 5 月 21 日 (水)	第 1 回川口市子ども・子育て会議 議題 1：教育・保育提供区域について 2：子ども・子育て支援事業の量の見込みについて 3：その他
	平成 26 年 7 月 10 日 (木)	第 2 回川口市子ども・子育て会議 議題 1：子ども・子育て支援事業の量の見込みについて 2：その他
	平成 26 年 8 月 26 日 (火)	第 3 回川口市子ども・子育て会議 議題 1：「量の見込み」をもとにした提供体制の確保方策及び実施時期(案) について 2：川口市子ども・子育て支援事業計画骨子(案)について
	平成 26 年 10 月 29 日 (水)	第 4 回川口市子ども・子育て会議 議題 1：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定並びに 提供体制の確保の修正について 2：川口市子ども・子育て支援事業計画(案)について
	平成 26 年 11 月 21 日 (金)	第 5 回川口市子ども・子育て会議 議題 1：川口市子ども・子育て支援事業計画(案)について

	年月日	議 事
平成 26 年 度	平成 26 年 12 月 15 日（月） ～平成 27 年 1 月 13 日（火）	パブリックコメントの実施
	平成 27 年 2 月 12 日（木）	第 6 回川口市子ども・子育て会議 1：川口市次世代育成支援行動計画の実施状況（平成 25 年度）について 2：川口市子ども・子育て支援事業計画（案）及びパブリックコメントの結果について

4 用語解説

【あ行】

■アドベンチャープレイ事業

子どもたちの中に豊かな遊びを復活させながら、子どもたちの冒険心・好奇心を刺激し、自主性・創造性・社会性を高め児童の健全育成を図るために、ボランティアであるプレイリーダーを養成し、市内の公園などで遊びの提供や遊具の貸し出し、まつりなど各種イベントを実施する事業

【か行】

■家庭的保育

保育を必要とする0歳児から2歳児までの子ども（最大5人）を、家庭的保育者の居宅等において保育するもの。

■川口市次世代育成支援行動計画（後期計画）

川口市の次代を担う子どもを育成する家庭を支援し、子どもが健やかに生まれ育つための計画。計画期間は平成22～26年度

■教育・保育施設

認定こども園法第2条第6項に規定する「認定こども園」、学校教育法第1条に規定する「幼稚園」、児童福祉法第39条第1項に規定する「保育所」のこと。

■居宅訪問型保育

保育を必要とする0歳児から2歳児までの子どもの居宅において家庭的保育者が保育するもの。

■緊急サポートセンター事業

安心して子育てができるように、住民参加による有償・有料の相互援助活動を推進する事業で、病気又は病気の回復期や、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等の援助を希望する人と、子育ての援助を行える保育士等の人との相互の紹介を行い、地域における仕事と育児の両立が可能な環境整備の充実を図る事業

■公設公営

国や地方自治体が設置し、運営管理も行うこと。

■公設民営

国や地方自治体が設置し、民間の企業・団体が代行して管理運営を行うこと。

■子ども

本計画で「子ども」とは、児童福祉法が定義する「児童」、すなわち満 18 歳未満の者を指すこととする。

■子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」のこと。

■子ども・子育て関連 3 法

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

■子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援

■子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」を元にした幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための制度。平成 27 年度からスタートする。

■子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずる法律

【さ行】

■三世代世帯

世帯主との続柄が祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、3 つ以上の世代が同居している世帯

■事業所内保育

事業主が、雇用する従業員の子どもの保育するために設置する施設等において、従業員の子どもと保育を必要とする 0 歳児から 2 歳児までの地域の子どもの併せて保育するもの。

■次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることを目的とした政策

■小規模保育

保育を必要とする0歳児から2歳児までの子ども（6人以上19人以下）を保育施設において保育するもの。

■食育

生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

【た行】

■待機児童

保育所入所申込をしており、入所要件に該当しているが、入所できなかった児童のうち、国が定める定義に該当する者を除いた児童

■男女共同参画

「男は仕事、女は家庭」「男は主要な業務、女は補助的な業務」というような、性別による役割分担意識にとらわれることなく、家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる分野に男女が対等な立場で参画することができ、責任を担い、共に支え合いながら、個性と能力を発揮すること。

■地域型保育

家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の総称

■特定教育・保育施設

教育・保育施設のうち、市町村長が施設型給付費の支給対象として確認する施設

■特定地域型保育事業

地域型保育のうち、市町村長が地域型保育給付費の支給対象として確認する施設において行われる事業

【な行】

■認可外保育施設

保育を目的とする施設のうち、児童福祉法に基づく認可を受けた施設以外の施設の総称

■認定こども園

保育所および幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育および教育ならびに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設。親が働いている・いないにかかわらず利用できる施設

■ノーマライゼーション

障害者や高齢者等が他の人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方や、そのための運動や施策等

【は行】

■ベッドタウン

都心へ通勤する者の住宅を中心に発達した、大都市周辺の都市。住宅衛星都市

【ま行】

■民設民営

民間の企業・団体が設置し、管理運営も行うこと。

【や行】

■ユニバーサルデザイン

直訳すれば「普遍的な(universal)デザイン」「すべての人のためのデザイン」という意味で、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように、ものや制度などを設計・製造することを指す。似た概念として「バリアフリー」(barrier-free)があるが、これが、障がい者や高齢者など“特定の人々”にとっての障壁を取り除く“特別な対策”をイメージさせるのに対し、ユニバーサルデザインの概念は、ものや制度などはそもそも誰にでも使いやすいように作られているべきであるという考え方に立つ。

■要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもやさまざまな問題を抱えている要保護児童、要支援児童及びその保護者又は特定妊婦等の早期発見や、適切な保護等を図るため、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行うために設置されたネットワーク

【ら行】

■労働力人口

生産年齢人口（15～64歳人口）のうち、労働の意思と能力を有する人の数。就業者と完全失業者（仕事がなく、仕事を探しており、仕事があればすぐに就業できる者）の合計。いわゆる専業主婦等は含まない。

【わ行】

■ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること。内閣府において、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略における「働き方の見直しによる仕事と生活の調和」の実現に向けて、平成 19 年 12 月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」がまとめられた。この中で、仕事だけでなく家庭や地域生活などにおける充実があつてこそ人生の生きがいを得られるとし、就労による自立可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会をめざすべきとされた。

川口市子ども・子育て支援事業計画

平成２７年３月発行
平成２９年２月一部変更
平成２９年９月一部変更

発行：川口市子ども部子ども総務課

住所：〒３３２－８６０１

川口市青木２丁目１番１号

電話：０４８－２５８－１１１０（代表）



再生紙を使用しています